

取締役のための 気候リーダーシップ 実践ガイド

ClientEarth 



About ClientEarth

クライアントアースは、地球上のすべての生き物と共に、地球を守る体系的な変革を法を通じて実現する非営利団体です。私たちは世界中のパートナーや市民と共に、気候変動、自然保護、汚染防止に取り組んでいます。アジアでは民間セクター、市民社会、政府・規制当局と連携し、気候変動、持続可能性、環境問題などの時事課題に関する能力構築と法的分析を通じて、ネットゼロへの移行を支援しています。クライアントアースは、欧州、アジア、米国の活動拠点より、人と自然が共に繁栄する地球の未来づくりをサポートしています。

About AIGCC

アジア投資家気候変動グループ (Asia Investor Group on Climate Change (AIGCC)) は、投資家の受託者責任の重要な要素である気候および自然に関するリスクと機会に焦点を当てる、アジアにおける投資家ネットワークの中核的存在です。80社超のメンバーを擁し、その運用資産総額 (AUM) は36兆米ドルに達し、アジア圏の11市場に活動拠点を構えています。AIGCCは非営利団体であり、金融、ビジネス、政策立案にまたがる同団体の活動は、科学、経済学、およびアジア市場とその特性に関する深い知見に基づいています。

About CCLI

Commonwealth Climate and Law Initiative(CCLI) は、気候科学および経済学を既存の法制度の枠組みで捉え、企業および投資ガバナンスにおける実務上の責務を明確化することを目的とする独立した非営利団体です。CCLIは、34を超える国や地域を対象に、取締役、役員、受託者、受託者責任を有する投資家が気候変動や自然災害リスク、事業機会や影響についてどのように考え、管理し、情報開示する法的責任を負うのか、またそうした責任を果たさなかった場合に問われる法的責任の可能性について調査しています。

ガイド作成協力者：

ClientEarth: 嶋田亜由美、Emily Yang、Hana Heineken、
Raphael Soffer、山下朝陽、Pranab Baruah、秋澤知佳

Simon Wong: (第5章および第7章)

AIGCC: Valerie Kwan, Cosmo Hui, Hayli Chiu (第4章)

CCLI: (26頁および62頁)

デザイン&レイアウト：

Fabric (ファブリック株式会社): 道下久湖子、馬場りょう子

2026年7月



免責事項：本書は法的助言を構成するものではなく、本書に記載された内容は、特定の側面または特定の事例における法律の権威ある見解として扱われるべきではありません。本書の内容は一般的な情報提供を目的とするものであり、2026年7月時点での情報に基づいています。本書のみに基づいて判断または行動することは避けてください。記載情報の正確性の確保に努めておりますが、その正確性について明示的または黙示的な保証は一切行いません。クライアントアース、AIGCC、CCLIおよび本書の寄稿者は、本資料に依拠して行われたいかなる決定についても一切の責任を負いません。本書は特定の寄稿者の個人の見解を反映するものではありません。

© 2026, ClientEarth.
無断複写・転載を禁じます。

4 エグゼクティブ・サマリー

8 第1章 気候リスクと機会

23 第2章 取締役の法的義務

29 第3章 内部統制システム

34 第4章 投資家の期待

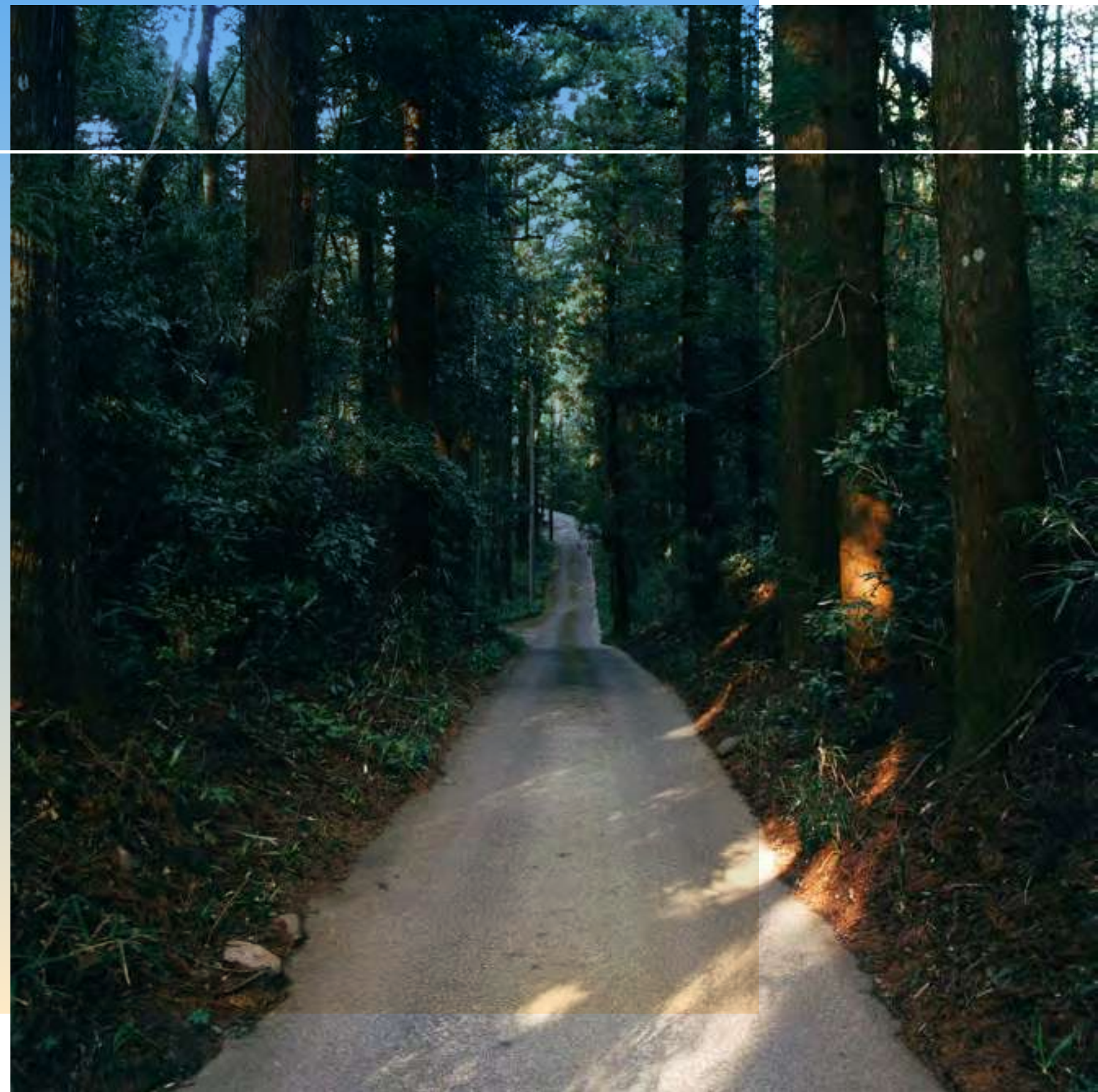
40 第5章 気候ガバナンス：取締役会の監督体制と構成

50 第6章 気候関連課題：実践的な取組み

61 第7章 まとめと実践的な質問集

66 参考文献一覧

エグゼクティブ・ サマリー



Ⅰ 本書の目的

気候変動は、個別のサステナビリティ課題から、取締役会の対応が求められる重要な財務・法的リスクへと変移しています。気候政策が強化されない限り、世界はパリ協定が掲げる「気温上昇を2℃以下に十分抑える」目標を達成できず、日本にとっても重大な物理的・経済的・システムの弊害が生じます。日本の温室効果ガス排出量の78%は官民両セクターに起因しているため、日本の大企業は、日本における気候関連の政策対応とその政策が及ぼす影響に直接的な役割を担っているといえます。

気候変動の影響は、今や、企業の財産上の損害、生産性の損失、保険上の制約および貸借対照表上のリスクに直結しています。世界中で、裁判所、投資家、規制当局は、気候リスクを「予見可能」で「重大」な「意思決定に関連する」リスクと扱う傾向にあります。**したがって気候リスクは、最早外的要因でも長期的課題でもなく、株主価値に影響を及ぼす差し迫ったコーポレートガバナンス課題であるといえます。**

本書は、気候関連リスクと機会に関する取締役の皆様の意思決定に役立つ情報を提供しています。はじめに、主要な気候関連リスクの説明と国内の気候政策の動向について解説します。次に、取締役の善管注意義務、株主エンゲージメントの影響、日常業務におけるベスト・プラクティスなど、気候変動とコーポレートガバナンスの文脈における日本法上の主な論点を検証します。最終章では、取締役の法的義務を正しく評価・遵守する上で有益な実践的質問集を提供しています。



近年、気候関連リスクは日本法およびコーポレートガバナンス改革などにより、取締役の善管注意義務の一部として考慮すべき重要課題となっています。取締役は、気候関連リスクを、善管注意義務を果たす上で不可欠な要素として考慮することがますます求められています。

・気候変動時代における善管注意義務

日本社会と経済に影響を及ぼす気候リスクが予測可能なものとなっている中で、取締役が善管注意義務を履行するにあたり、会社の短期的な業績と長期的な企業価値の向上の双方を考慮し会社の最善の利益のために行動する中で、気候変動についても考慮することが求められます。「職務を適切に遂行しなかった」ことが善管注意義務違反と認められる場合にのみ、損害賠償が生じます。

・十分な情報に基づいた意思決定

取締役には経営判断の原則に基づく裁量権がありますが、経営判断の原則は、関連情報を入手し、合理的かつ十分な情報に基づいた意思決定を行う義務を免除するものではありません。このような意思決定には、気候関連リスクや影響の特定、評価および適切な管理が含まれます。

・信頼性の高い科学的知見の活用

福島第一原子力発電所株主代表訴訟が示すように、取締役は、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 報告書など信頼性の高い科学的・技術的知見を継続的に収集および評価し、適切な緩和策および予防策を適時に検討および実施することが求められます。

・内部統制

取締役は、適用法令、開示制度、ソフトロー、行政のガイダンスに基づいて構築された、統合的な内部統制システムを設計・運用する必要があります。

・投資家とのエンゲージメント

気候関連リスクをめぐる会社とのエンゲージメントによる投資家の期待が高まる中、取締役は、長期的な企業価値を保護・向上させる義務の一貫として、投資家とのエンゲージメントに真摯に取り組む責任を有します。

→ 善管注意義務、内部統制および投資家エンゲージメントの詳細については、本書第2章、第3章および第4章をご参照ください。





取締役会が気候変動リスクを考慮して善管注意義務を遂行するにあたり、長期的な価値の創出と法令遵守の観点から、下記のベストプラクティスに代表される効果的な気候ガバナンスを導入することが求められます。

- **正式な信任**

取締役会は、気候リスクに対する取組みについて、株主から正式な信任を受ける必要があります。信任の内容には、戦略策定、リスク管理、情報開示が含まれます。

- **ガバナンス体制**

株主からの信任を受けた後、取締役会は、取締役会レベルと経営陣レベルの両方において、役割分担、指示系統、連携の仕組みを備えた体制を整備することが求められます。

- **取締役会の能力**

取締役会は、専門知識や信頼性の高い情報へのアクセス、効果的な意思決定プロセスの確立を通して、気候問題に対する監督の強化に従事することが求められます。

- **気候関連開示と移行計画**

取締役は、気候関連開示義務に対応すること、移行計画を策定・実施すること（サプライチェーンを含める必要があることもあります）が求められており、また、レジリエンスを強化し、投資家・規制当局の要求に応える必要があります。

→ 取締役のベスト・プラクティスに関する詳細は、本書第5章および第6章をご参照ください。

第1章

気候リスクと 機会

- 10 脱炭素化の緊急性
- 13 気候関連リスク
- 17 移行リスクと機会：3つの例



はじめに

気候変動が加速する中、日本企業を取り巻く環境には多様な気候リスクと機会が併存しています。想定されるリスクには、**異常気象が及ぼす物理的リスク**および国内政策の転換、気候変動に対応する国際的な枠組みの策定ならびに気候関連訴訟の増加による**移行リスク**が含まれます。

2020年、日本政府は温室効果ガス排出量を2050年までにネットゼロにする目標を宣言しました。この野心的な公約は、多様な政策アジェンダに支えられており、今後の日本企業の活動にも重大な影響を及ぼすことが予想されます。

企業にとって、ネットゼロへの移行期は新たなビジネスチャンスとなるものの、**物理的リスクを十分に予見できず、新たに導入される気候政策に対する対応が不十分な場合、日常業務の混乱や業績不振につながる恐れがあります。**



脱炭素化の緊急性

地球温暖化を2℃未満に抑える可能性

2015年、日本は世界の平均気温の上昇を、産業革命前と比べて2℃を十分に下回る水準に抑える」ことを目標とし、「1.5℃以内に抑えるよう努力する」と定めるパリ協定に署名しました。¹

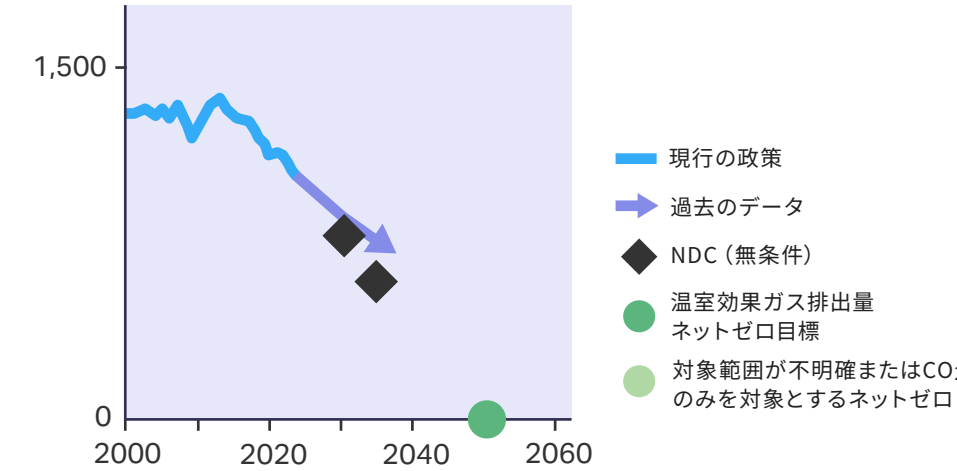
世界の平均気温上昇幅が1.5℃、2℃、あるいは3℃に達するかで大きな違いが出ます。温暖化の進行を少しでも抑えられれば抑えるほど、地球システムが回復不可能な損害を受ける可能性を大幅に低減することができます。

国連環境計画（UNEP）の2025年排出ギャップ報告書によれば、現行の政策を継続した場合、地球温暖化による世界の平均気温の上昇は今世紀中に2.8℃の水準に達する見通しであると報告されています。2024年はすでに世界の平均気温が産業革命前と比べて1.55℃上昇しており、観測史上最も暑い年を記録しています。²

国が決定する貢献（NDC）とは、パリ協定に基づき各国が国連気候変動枠組条約（UNFCCC）に提出し、5年ごとに更新する温室効果ガス排出削減目標です。現行の無条件のNDCを完全に実施した場合でも、上昇幅は**2.5℃**に抑えられるに過ぎません。³

無条件のNDCシナリオ（他国の達成度に関わらず自国が約束する排出削減目標）では2℃未満を維持できる可能性は25%であるのに対し、条件付きNDCシナリオ（国際支援、資金または協力などの追加要因に依存する排出削減目標）では2℃未満を維持できる可能性は 37%になると示されています。⁴

日本の脱炭素化は、日本のNDCと整合していません。



全てのネットゼロ公約が達成された場合にのみ、地球温暖化を2℃未満に抑える可能性が高まります。

3 °C 未満	80% (16-99%)	92% (16-99%)	95% (16-99%)	100% (16-99%)
2 °C 未満	8% (0-56%)	25% (0-74%)	37% (1-77%)	78% (36-85%)
1.5 °C 未満	0% (0-7%)	1% (0-16%)	3% (0-18%)	21% (2-27%)
シナリオ:	現行の政策 が継続	無条件の NDCが継続	条件付き NDCが継続	条件付き NDC+すべての ネットゼロ公約

From UNEP, 'Emissions Gap Report 2025' (November 2025) at pp.20 & 38. ⁵

2°Cを超える地球温暖化の リスクと地球システム全体への 回復不可能な損害

IPCCは、各国政府が任命した科学者で構成される国連の政府間機関です。政府に対し、正確かつ合意に基づく科学的情報を提供することを目的としています。2023年の最新版報告書（第6次評価報告書：AR6）において、IPCCは「気候変動によるリスク、将来的な悪影響、損失および損害は、地球温暖化の進行と共に段階的に深刻化する（非常に高い確信度）。地球温暖化が1.5°C進んだ場合、これらのリスクは現状より高まり、2°C進めばさらに増大する（高い確信度）」と述べています。⁶

同報告書によると、3°Cの地球温暖化は人類社会と生物多様性に対して著しく大きな被害をもたらします。気象庁は、日本は過酷な暑さや洪水などの地球温暖化の影響を特に受けやすいと指摘しています。⁷

地球温暖化が2°Cを超えると、地球システムに回復不可能な変化と損害をもたらすいくつかのティッピング・ポイント（不可逆的な臨界点）に到達するリスクも高まります。

気温上昇に伴うリスクの比較		ティッピング ポイント			
	1.5°C	2°C	3°C	1.5°C 対 2°C	1.5°C 対 3°C
生物多様性の損失 森林および陸域全体における絶滅の危機が極めて高い種の最大割合	14%	18%	29%	1.3x 倍悪化	2.1x 倍悪化
干ばつ 生物多様性の損失水ストレス、熱ストレス、および砂漠化にさらされている内陸部の人口	0.95B 人	1.15B 人	1.29B 人	200M 人以上	340M 人以上
食料安全保障 適応策にかかる費用および主要作物への残存被害	\$63 BILLION US	\$80 BILLION US	\$128 BILLION US	\$17B 以上	\$65B 以上
火災 ヨーロッパ地中海全域に広がる消失地域の増加	40– 54%	62– 87%	96– 187%	1.6x 倍悪化	3.0x 倍悪化
猛暑 日本にとって重大リスク 年間を通じて最高気温が35Cを超える日数の増加	45–58	52–68	66–87	1.2x 倍悪化	1.5x 倍悪化
猛暑 南アフリカにおける熱波の年間日数の増加	2–4 倍	4–8 倍	8–12 倍	2.0x 倍悪化	3.3x 倍悪化
海面上昇 世界平均海面上昇	0.28– 0.55m	0.33– 0.61m	0.44– 0.76m	1.1x 倍悪化	1.4x 倍悪化
洪水 日本にとって重大リスク 洪水被害のリスクにさらされる世界の人口の増加	24%	30%	データなし	1.3x 倍悪化	データなし
サンゴ礁 サンゴ礁のさらなる減少	70– 90%	99%	データなし	1.2x 倍悪化	データなし

注：予測範囲が示されている気候リスクについては、異なる温度閾値におけるリスクを比較するために、その範囲の中間値を用いました。海面上昇の予測値は、DDP1-1.9、SSP1-2.6、SSP2-4.5に対応しており、これらはそれぞれ、地球温暖化が1.5°C、2°C、3°Cに達した場合の値に概ね相当します。⁸

温室効果ガス排出量の多い企業に日本のNDCが与える影響

日本の強化された気候目標の下で、温室効果ガス排出量の多い大企業は、日本全体の脱炭素化において中心的な役割を担うことになります。排出量の78%が企業および公共部門に起因する現状において、取締役会は日本の気候目標達成において極めて重要な役割を担います。

背景

2025年2月、内閣は改訂版「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、日本の今後のNDC目標を定めました。

提出されたNDC目標は、2035年までに2013年比で温室効果ガス排出量を**60%**、2040年までに**73%**削減することを目指しており、内閣はこれらの目標が1.5°C目標に沿った野心的な目標であることを表明しています。⁹

影響

NDC目標達成のため、政策措置は、エネルギー転換、産業・ビジネス・交通、地域・生活様式に関する取り組みおよびセクター横断的アプローチの4つのテーマを中心に展開されます。¹⁰

経済団体や独立系シンクタンクは、日本が掲げるNDCが地球温暖化を1.5°Cに抑える目標に十分到達できる内容か疑問視しています。¹¹

日本の温室効果ガス排出量

- 日本のエネルギー関連CO₂排出量は2023年に世界総排出量の**2.7%**を占め、日本は世界第5位の排出国となっています。¹²
- 2025年4月に発表された2023年度の排出量データ（電力および熱配分調整後）によると、企業および公共部門に起因する排出量は、国内総排出量の**78.4%**を占めました。¹³
- エネルギー転換部門（電力、ガスおよび熱供給事業者）が最大の排出源であり、次いで製造業および建設業が続きます。これら3部門で日本の温室効果ガス総排出量の約**60%**を占めています。¹⁴
- 2026年度に開始されたGX-ETS（GX排出量取引制度）は、**約300～400の事業者**を対象とし、これらの事業者の排出量は日本の温室効果ガス総排出量の約**60%**を占めると推定されています。¹⁵ したがって、これらの大規模排出事業者は、国家的な排出量の削減達成において極めて重要な役割を果たすと見込まれています。

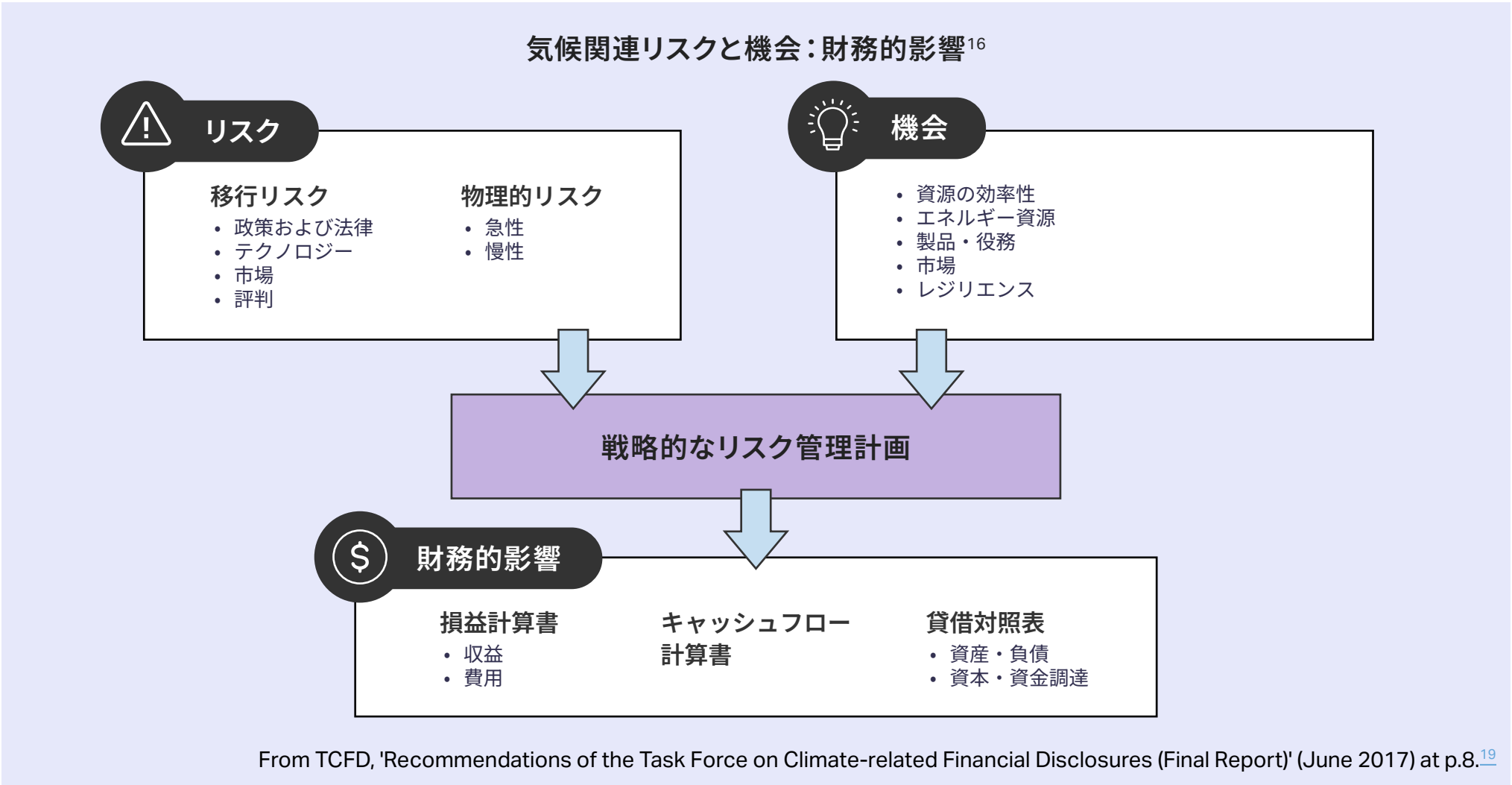
気候関連リスク

気候関連リスクと機会： 企業の財務的影響の特定、 分類および定量化

企業は、気候変動がもたらす財務上のリスクと機会を評価・開示する必要があります。

2017年、マイケル・ブルームバーグ氏が議長を務める産業界主導の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）は、企業が気候関連の財務リスクと気候ガバナンスを投資家やその他のステークホルダーに開示する方法に関する画期的な一連の提言を発表しました。¹⁶ TCFDが掲げるフレームワークでは、気候関連リスクと機会は物理的リスクと移行リスクに分類され、実際に企業に財務的な影響を及ぼすものとしてとらえられています。

移行リスクと物理的リスクの区別は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のS2（気候開示については、TCFD「気候関連財務情報開示タスクフォースの提言（最終報告書）」¹⁷の5ページをご参照ください）に明



文化されており、S2は、2025年3月に日本サステナビリティ基準審議会（SSBJ）のサステナビリティ開示基準に採用されています（詳細は、本報告書の第6章をご参照ください）。¹⁸

物理的リスク

物理的リスクは、熱波や洪水などの異常気象や、海面上昇などの慢性的な事象から生じます。

物理的リスクは、資産への直接的な損害をもたらし、担保価値を低下させ、生産を妨げる可能性があります。また、貸借対照表上の評価損、信用力の低下、資本コストや保険費用の増加につながり、年間収益に影響を及ぼします。

国連の最新報告書によると、気候災害による直接的な経済損失は、現在、年間平均2,020億米ドル（30兆円）に達しています。²⁰

適応策を講じない場合、物理的リスクに起因する年間の財務的影響は、2050年代までにS&Pグローバル1200指数構成企業全体で1.2兆米ドル（180兆円）に達すると予測されます。²¹ 連鎖的影響や生態系被害を含めると総額は2.3兆米ドル（350兆円）を超えます。²²

気候関連の物理的リスクの増加は、世界中の保険業界にも影響を与えています。日本でも、極端な気象現象にさらされるリスクの高い地域にある資産を保険の対象としないという世界的な傾向に沿う動きがあります。

金融庁の調査によると、日本の保険会社の大半は、自然災害の深刻化に対応するため、保険料の引き上げ、保険条件の見直し（免責金額の引き上げなど）、保険期間の上限短縮などの措置を講じる意向であることがわかっています。²³

これにより、企業や個人にとって保険料の負担可能性や保険の入手可能性が大幅に損なわれることになります。

2.3兆米ドル (350兆円)

気候災害による経済的損失の総額
(連鎖的影響と生態系被害を含む)。²⁴

3,200億米ドル (50兆円)

2024年の自然災害による世界の総損失額は3,200億米ドルに達し、このうち1,400億米ドル（20兆円）が保険でカバーされました。²⁵

物理的リスク： 洪水と猛暑による経済的影響

日本銀行の分析によれば、洪水による物理的損害は、直接的な損害が保険適用の範囲であっても、GDPを押し下げる要因となるとされています。²⁶

洪水により設備やインフラなどの資本ストックが損傷を受けるため、企業の生産量は減少し、その結果、企業の債務返済能力が低下します。企業と金融機関の貸借対照表上の財務状態が悪化した場合、金融仲介機能が阻害され、GDPはさらに押し下げられます。GDPへの下方圧力が企業の貸借対照表の財務状態の内生的悪化を引き起こすため、損害が保険適用の範囲であったとしても、影響が及びます。

物理的リスクの増大は、労働生産性の低下や猛暑による食料不安を通じて、日本の労働市場にも混乱をもたらします。²⁷

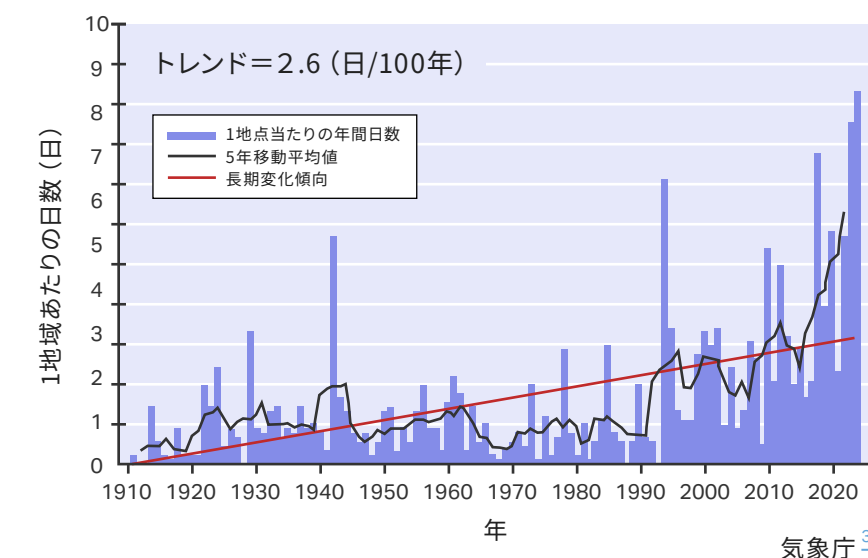
すでに半数以上の都道府県や指定都市では、気温が35℃を超える日を公共事業の休業日と定めています。

さらに、2019年の建設業法改正により、猛暑による休業日を考慮せずに過度に短い工事期限を設定することが禁じられています。²⁸

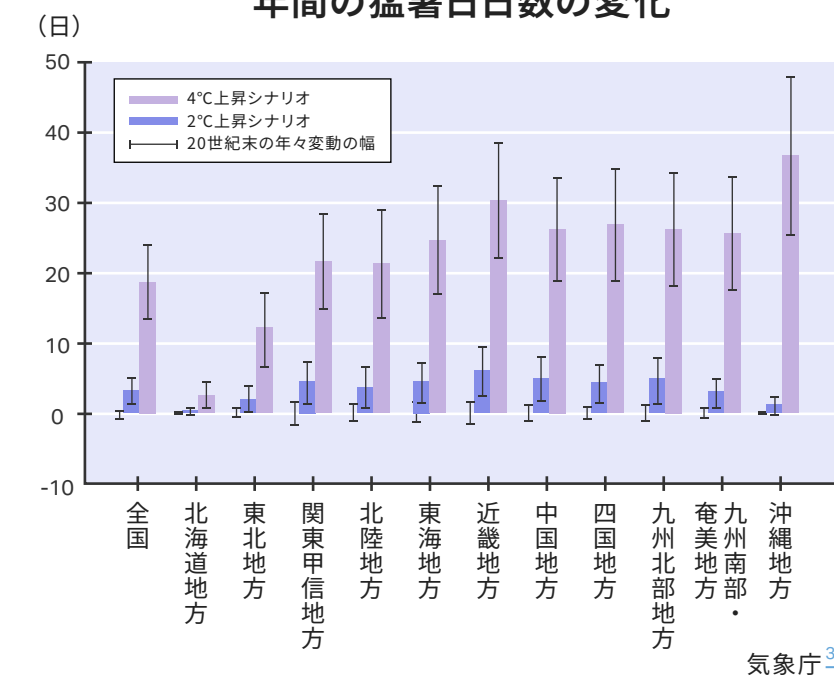
気象庁は、気温上昇幅4度のシナリオで35℃以上の日が年間で17.5日増加すると予測しています。(2℃上昇シナリオでは2.9日の増加)。²⁹

気温上昇による公共事業の遅延はすでに発生しており、総コストも増加しています。猛暑日(35℃以上)が増加するにつれ、公共事業の工期はさらに長期化する見込みです。³⁰

日最高気温35℃以上(猛暑日)



年間の猛暑日日数の変化



Ⅰ 移行リスク

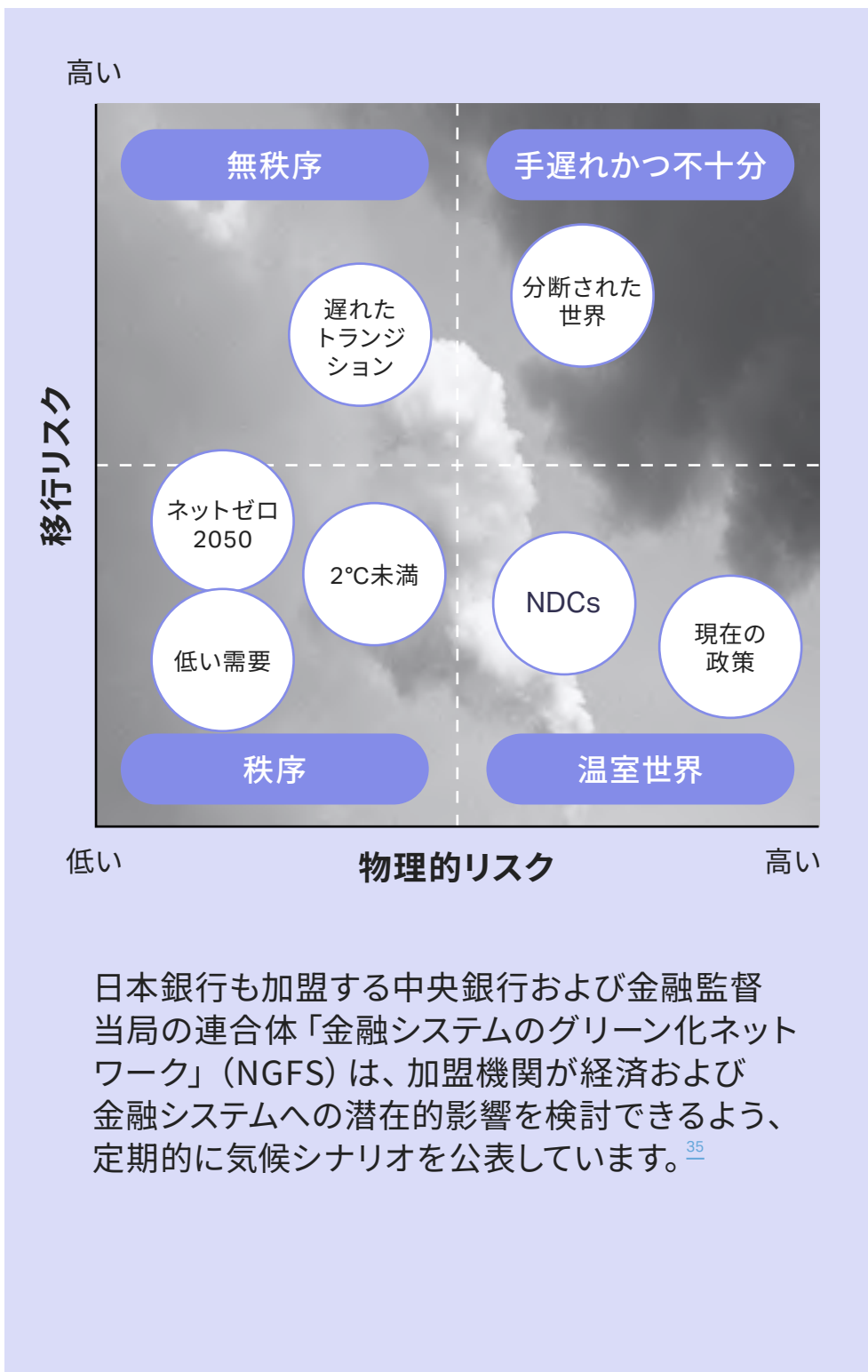
TCFDによると、「低炭素経済への移行には、気候変動に関連する緩和策と適応策の要件に対応するため、**広範な政策、法規制、技術および市場の変化**を伴う可能性があります。これらの変化の性質、速度および焦点に応じて、移行リスクは組織に様々なレベルの財務的リスクおよびレピュテーション・リスクをもたらすことが想定されます」。³³

政策変更は、日本企業にとって新しい機会の創出となりえます。一方で、消費者選好や規制の変化に伴う重大な移行リスクももたらします。

気候変動の**影響が急速に悪化する**中、企業は無秩序な移行と急激な規制の変更に備える必要があります（右記の「金融システムのグリーン化ネットワーク」（NGFS）のグラフをご参照ください）。

気候関連訴訟リスクも重要な移行リスクに挙げられます。2024年に世界で提起された気候訴訟のうち、20％は企業・取締役・役員を対象にしています。³⁴

取締役会は、カーボン・ロックイン・リスク、トランジション・ウォッシュ、取締役の善管注意義務違反の可能性に細心の注意を払いながら、こうした現状および予想される変化から生じる懸念やリスクを慎重に検討する必要があります。



移行リスクと機会：3つの例

例1： 急速に変化する 日本の政策環境

日本政府は2020年にグリーン・トランスフォーメーション（GX）政策を開始し、2050年までのカーボン・ニュートラル達成を宣言しています。GXは日本政府の産業およびエネルギー政策における重大な転換点であり、法令規則の制定により推進されています。GX政策は安定したエネルギー供給、経済成長および脱炭素化を同時に達成する国家戦略を提供することを目的としています。国内の市民団体や外国投資家は、カーボン・ニュートラル達成に向けたGXおよびアジアゼロエミッション共同体（AZEC）の特定の側面について、その妥当性に疑問を呈しています。³⁶

GX推進法（2025年5月改正、2026年4月1日施行）

GX推進法は、GX経済移行債の発行、カーボンプライシングの導入、GX推進機構の設置を規定しています。

政府は、2023年度に**GX経済移行債**の発行を開始し、**10年間で20兆円**の目標を掲げ、GXを支援する官民投資枠組み全体の150兆円への貢献を目指しています。2024年2月に初回発行がなされ、2024年度の発行総額は約1.6兆円、2025年度の発行総額は約1.4兆円となりました。政府のクライメート・トランジション・ボンド・フレームワークは、調達資金の適格な使用基準を規定しています。³⁷

2026年4月より、大規模排出事業者向けに**排出量取引制度（GX-ETS）**が義務化されました。

2028年からは、化石燃料輸入業者を対象とした**化石燃料賦課金**が導入されます。

AZEC

日本のGX優先事項はアジア太平洋地域にも拡大しており、日本は2023年3月にAZECを発足させ、11の加盟国における脱炭素化を推進しています。

AZECは脱炭素化を促進するプロジェクトや技術を推進しています。2025年現在、350以上のイニシアチブが発表され、68件の覚書が締結されています。多くのプロジェクトはGX推進法で支援されるものと類似しています。

AZECが支援するプロジェクトの一部は、化石燃料への依存度が高い点で疑問視されています。³⁸

GX関連法令の命名に関する注記

2023年2月、政府は「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」を採択しており、2023年5月には「GX推進法」が制定されました。「GX実現に向けた基本方針」は後に改訂され、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（2023年7月）を経て「GX2040ビジョン」（2025年）と改称されています。

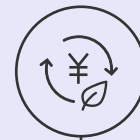
例1： GX政策：機会とリスク

GX政策とAZECにはリスクと機会が併存しています。

取締役会は、意思決定プロセスにおいて、こうしたリスクを理解し、慎重に機会を検討する必要があります。

また、気候リスクと機会については、周到かつ厳格な評価を行うことが求められます。

Opportunities 機会



大規模な投資の呼びかけ

- 脱炭素生産施設への移行には多額の資本投資が必要です。この転換を支援するため、トランジション・ファイナンスの強力な推進が必要になります。
- 日本政府のGX経済移行債を通じた財政支援は総額150兆円に達し、脱炭素化に向けた巨大な投資機会となります。



地域連携と日本のリーダーシップ

- AZECの機会を通じて、日本の脱炭素化技術は日本と同様の問題に直面するアジア諸国全体で共有され、これらの課題を共同で取り組むことが可能となります。



Risks 懸念事項/リスク



「カーボン・ロックイン」

- 低排出代替手段が存在する場合でも、高排出のインフラや資産の使用が継続されることで、排出量がほぼゼロまたは排出量ゼロへの代替手段への移行が遅延または阻害される現象のことをカーボン・ロックインといいます（OECD）。[39](#)
- GX経済移行債は、再生可能エネルギーの主流化やバッテリー投資といった「グリーン」用途だけでなく、ブルー水素やブルーアンモニアの開発、ガスインフラ整備、炭素回収・利用・貯蔵（CCUS）といった「非グリーン」用途も対象としています。
- これらの「非グリーン」技術や手法は、脱炭素化に必ずしも効果的ではなく、経済合理性を欠く可能性があります。



化石燃料への依存とグリーン・ウォッシュ ——「トランジション・ウォッシュ」

- AZECスキーム下のプロジェクトの30%以上が、天然ガス、LNG、アンモニア混焼、ブルーアンモニアやブルー水素およびCCUSを含む化石燃料技術を採用しています。[40](#)
- トランジション・ファイナンスが、パリ協定が求めるペースでのネットゼロ目標に整合する意思や能力のない事業体に向けられる場合、トランジション・ウォッシュが発生します。トランジション・ウォッシュリスクに対処しなければ、投資家の信頼を損ない、炭素集約型または不整合な活動への資本の誤配分を招くリスクがあります。



取締役の善管注意義務違反の潜在的リスク

- 取締役の決定が、その意思決定の過程、内容において著しく不合理であるとみなされた場合、取締役は善管注意義務違反の責任を負うことになります。
- 詳細については本書第3章をご参照ください。

例2： 気候変動に関する国際司法 裁判所の勧告的意見

2025年7月23日、国際司法裁判所（ICJ）は気候変動に関する国家の義務について全会一致の勧告的意見を発表しました。⁴¹ ICJ勧告的意見は、気候リスクが単なる環境課題ではなく、国際法上の問題であり国家の責任事項であることを強調しています。法的拘束力はないものの、**ICJの勧告的意見は大きな法的重みと道義的権威を有します。**

ICJ勧告的意見に基づく、国家には「気候システムを保護する」明確な義務が課され（パラグラフ403）、特に化石燃料に関連する気候変動を悪化させる民間主体の活動を規制することが求められています。

日本政府は、ICJ勧告的意見への対応として、近い将来に関連規制を強化することが予想されます。例えば、2026年4月から開始された日本におけるカーボンプライシングスキームが発展するにつれて、より高い炭素価格が設定される可能性があります。

日本政府が企業部門の活動規制をさらに強化する中、取締役会は移行リスクの増大を考慮する必要があります。

取締役会は、民間主体の義務は、NDC達成に向けた温室効果ガス排出削減という国家の義務と密接な関係にあることを認識する必要があります。

日本の企業部門による排出量の高さを考慮すると、日本企業の温室効果ガス排出削減への取組みは、国際法に基づく日本政府の義務に直接貢献することになります。

「国家が、化石燃料の生産、化石燃料の消費、化石燃料探査許可の付与、または化石燃料補助金の提供等を通して温室効果ガス排出から気候システムを保護するための適切な措置を講じなかった場合、それは当該国家に帰属する国際不法行為を構成し得る。」
(パラグラフ427)

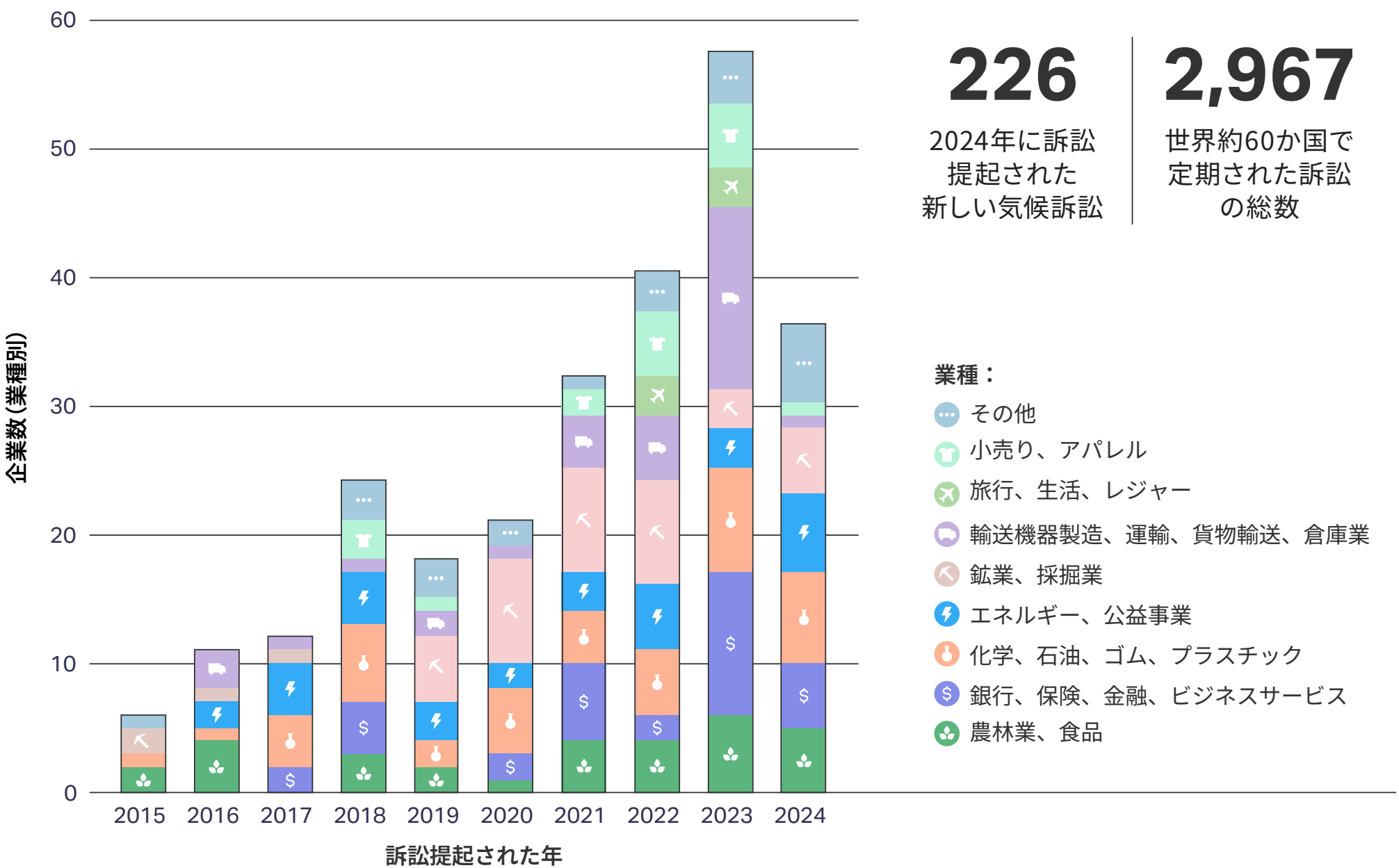
「したがって、例えば、国家が管轄下の民間主体による排出量を制限するために必要な規制および立法措置を講じず、相当の注意義務を怠った場合、その国家は責任を負う可能性がある。」
(パラグラフ428)

例3： 気候訴訟（世界的な状況）

2024年には少なくとも226件の新たな気候訴訟が提起され、これまでに世界で約60カ国で提起された気候訴訟の総数は2,967件に達しました。⁴²

訴訟では様々な戦略が採用されており、最近の訴訟では化石燃料プロジェクトの下流排出量またはスコープ3排出量を考慮すべきか否かを含め、気候への考慮が意思決定へと統合されているかに焦点が当てられています。⁴³

2015年から2024年における、気候変動対策に即した戦略的訴訟の対象となった世界の企業数（業種別）



From LSE, 'Global trends in climate change litigation: 2025 snapshot' (25 June 2025) at p.19.⁴⁴

例3： 気候訴訟（世界的な状況）

訴訟全体を通じて、頻繁に提起される法的論点には、右記のようなものがあります。

不法行為法： 人権に対する影響に関する企業の責任

例えば、Asmania et al. 対 Holcim（2022年、スイス）[45](#)では、インドネシアのパリ島住民が、同島における気候変動関連損害の賠償を求めてスイスに本拠を置く大手建材会社を提訴しました。この訴訟は、外国居住の原告が国境を越えた気候影響について企業に責任を追及し得る点で、越境的性質が注目されています。

消費者保護法及び競争法： グリーン・ウォッシュ

例えば、FossielVrij NL 対 KLM（2022年、オランダ）[47](#)では、裁判所は、オランダ国営航空会社KLMが持続可能性に関する広告におけるグリーン・ウォッシュでEU消費者法に違反した責任があると判断しました。

企業の注意義務法

例えば、Notre Affaire à Tous Les Amis de la Terre および Oxfam France 対 BNP Paribas（2022年、フランス）[46](#)では、フランスの環境NGOが、フランスの大手多国籍総合銀行を提訴し、同銀行の事業活動に伴う気候リスクに関する計画は、フランスの注意義務法において不十分であると主張しました。

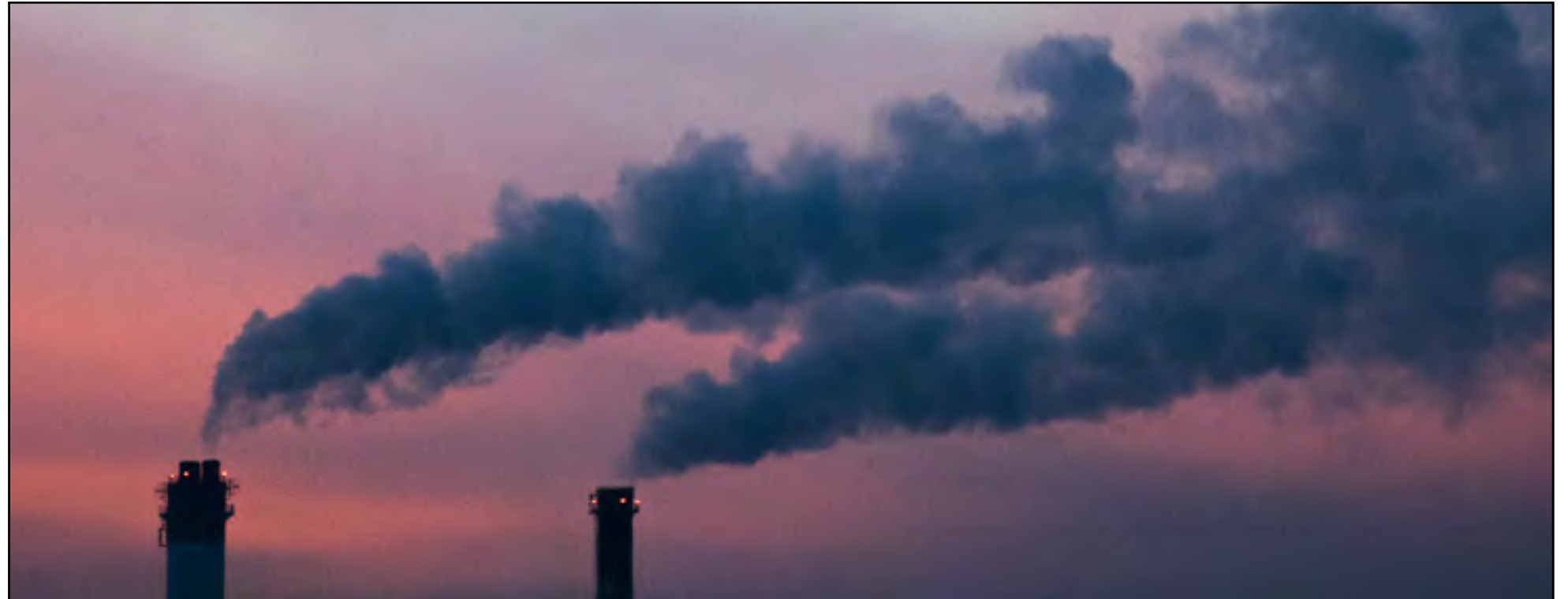
会社法： 取締役の善管注意義務違反

例えば、Enea 対 Former Board Members および D&O Insurers（2023年、ポーランド）[48](#)では、ポーランド国営エネルギー企業Eneaは、2018年に財務上及び気候関連の警告があったにもかかわらず、リスクの高い石炭投資が承認されたことについて、元取締役会メンバーらが取締役の善管注意義務に違反したと主張して、元取締役会メンバーらおよび現職の取締役・役員らを提訴しました。

例3： 日本における気候訴訟の リスク

他国と比較すると、日本における気候関連訴訟は多くありません。しかし、現在係争中の「若者気候訴訟」は、日本の企業コミュニティにおいて広く注目を集めています。[49](#)

2025年12月には、別の活動家グループが、気候変動対策の不作為を理由に日本政府を提訴しています（「気候正義訴訟」）。[50](#) こうした訴訟は、今後、日本でさらに増加する可能性があります。



若者気候訴訟

2024年8月、日本全国の16人の若者が、電力会社10社を相手取り、CO2排出削減を求める差止訴訟を名古屋地方裁判所に提起しました。

本訴訟は、局所的な被害の発生ではなく広範な環境被害の発生を理由に提起されています。

原告側は、国内法だけでなく、主として、OECD多国籍企業ガイドライン、パリ協定、国連ビジネスと人権に関する指導原則などの国際的枠組みを根拠とし、民間企業には気候変動に関連する人権を守る義務があると主張しています。[51](#)

この訴訟は、日本の活動家による訴訟が徐々に国際的な基準や規範を取り入れ始めていることを示しています。日本ではあまり前例がないものの、英国やEUなど他国では、国際的な基準や規範は気候訴訟で広く利用されています。

第2章

取締役の 法的義務

25 取締役の法的義務

27 福島第一原発事故のケーススタディ

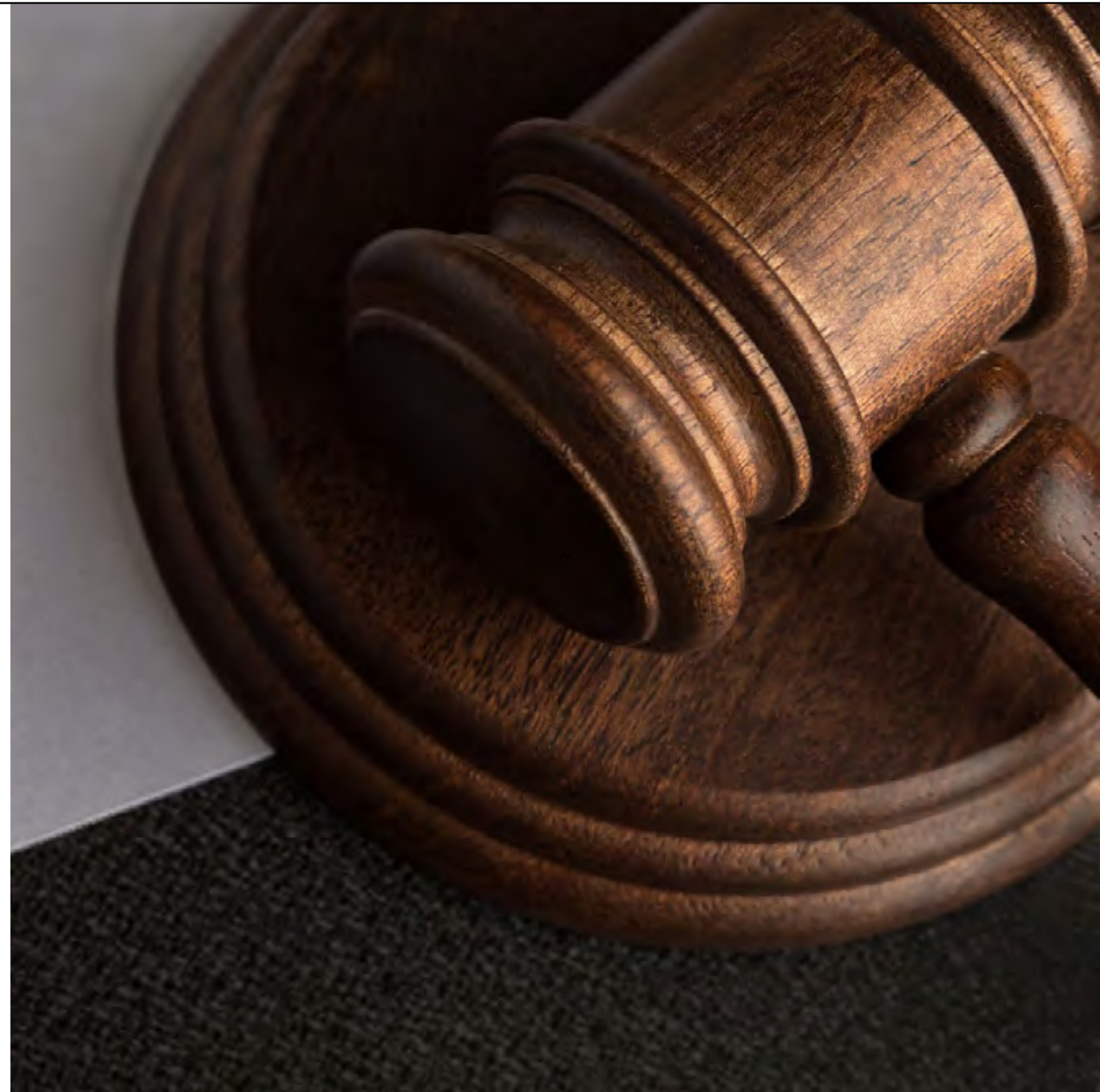


はじめに

会社法の下では、取締役は会社に対して善管注意義務を負っており、短期的および長期的な観点から会社の最善の利益のために行動することが義務付けられています。この義務を完全に履行しなかった場合、取締役は生じた損害について会社に対し連帯して責任を負います。

30年前には合理的な注意義務の履行とみなされていた行為も、今日では大きく様相を変えています。企業が直面する気候関連リスクと機会に関する知見が蓄積されている中、取締役がこれらの問題を認識していなかったと合理的に主張することはますます困難になっています。

経営判断の原則の下では取締役は広範な裁量権を有しますが、近年の裁判例では、特に重大な事故が発生した場合にはその裁量権が厳格に審査されています。これは、気候リスクの影響を受けやすい意思決定において、取締役が経営判断の原則に依存することへの警戒を促すものです。



取締役の法的義務

日本法における取締役の法的義務

日本の会社法において、取締役は主に以下の義務を負います。[1](#)

- ① 善管注意義務
- ② 忠実義務
- ③ 法令遵守義務
- ④ 内部統制システム構築義務

（本書第2章では義務①と②に焦点を当てます。義務③と④については本書第5章でさらに説明します。）

これらの義務は、取締役が**会社の最善の利益**のために行動することを要求しています。ここでいう「利益」には、短期的な利益だけでなく、**会社の長期的な持続可能性**のための利益も含まれます。日本には、株主だけでなく**幅広いステークホルダーの利益**を考慮する長い歴史があります。この歴史を踏まえ、取締役は**気候変動の社会的リスクや消費者へのリスク**、また自らの意思決定が会社の評判に与える影響を考慮する必要があります。

経営判断の原則

経営判断の原則の下では、取締役は経営判断において広範な裁量権を有します。

意思決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、善管注意義務に違反することはありません。[2](#)

経営判断の原則は、取締役の経営判断における裁量を認めるための原則です。意思決定の過程において経営判断の原則が適用されるには、取締役は**関連情報**を入手するための十分な措置を講じ、**その情報を用いて熟慮した決定に至る必要があります**。

気候リスクに関連する意思決定を行う場合、気候変動とその財務的影響が、議論の余地がなく、広く認知され、予測可能であるという認識が深まっている状況下では、**関連情報に基づかない意思決定は不十分であるといえます**。

取締役は、**気候関連リスクとその影響を特定・評価・管理する必要があります**。これを怠れば、善管注意義務違反のリスクを負うことになります。

取締役が法的義務に違反した場合とその責任

取締役が法的義務に違反した場合、その結果生じた損害について会社に対し連帯して責任を負います。

これは、ある取締役が義務に違反した場合、会社に対する義務を適切に履行したことを立証できない他の取締役（特に、義務に違反した取締役を監督しなかった者）は、その結果について連帯して責任を負うことを意味します。

取締役に重過失があった場合、または故意に義務を履行しなかった場合、その結果生じた損害について、関連する第三者または株主に対しても責任を負います。

気候変動リスクに関する取締役の義務違反の例には、右記のものが含まれます。



取締役の義務違反

気候関連財務リスク管理の監督を怠ること

会社法第348条に従った適切なリスク管理委員会を設置しないこと

事業に対する気候変動の物理的リスクや移行リスクに関して経営陣に適切な質問をしないこと

気候変動リスク対応戦略を策定するために必要な知識や知見を取締役や役員が持ち合わせない場合に、社外専門家の知見を求めないこと

気候変動問題が収益/コストの予測に影響を与える前提条件を精査しないこと

予見できる物理的気候リスクに対して資産とサプライチェーンのレジリエンスを確保するための措置を取らないこと

福島第一原発事故のケーススタディ

株主代表訴訟の概要

福島第一原発事故をめぐる株主代表訴訟から生じた判決は、気候訴訟ではないものの、気候変動に関する取締役の責任と非常に関連性が高いといえます。

第一審の地裁判決は、企業活動から生じる負の外部性に関して取締役の責任をどのように評価すべきかについての指針を提供している点で関連性があります。同判決は、経営判断の原則を制限的に解釈しており、気候変動に関する取締役の義務を検討する上で有用な示唆を与えています。

また、地裁判決は、善管注意義務違反が認められた取締役らに13兆3210億円もの損害賠償を命じており、取締役の責任も極めて大きなものとなりました。⁴なお、控訴審により地裁判決は破棄され、⁵本書発行時点では、最高裁での上告審が係属中です。

福島第一原発事故の関連訴訟が気候ガバナンスに与える示唆

取締役には経営判断の原則により経営判断につき裁量が認められていますが、重大な結果が発生した場合には、福島第一原発訴訟の第一審の地裁判決のように、経営判断の原則の適用が厳格に審査されることがあります。気候変動の文脈において経営判断の原則の保護を受けるためにも、取締役は次のようなプロセスを経て日々の意思決定を行うべきです。

- **情報収集** — 投資家等との対話を通してステークホルダーの会社への期待を把握する（第4章参照）、適切な関連する専門家からのアドバイスやガイダンスを受ける、気候リスクを論じた科学的・技術的信頼性を有する文献や報告書（例えば、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告書）を入手するなど気候リスクについて継続的に情報を収集・検討する。

- **リスクの特定** — 内部統制システムの運用などを通して（第3章参照）、会社に関連する気候リスクを洗い出し、特定する。
- **リスクが会社にも与える影響の評価** — 特定したリスク、会社の事業特性および潜在的な損害や被害の深刻さを考慮し、特定された気候リスクが会社にも与える影響を評価する。特に、温室効果ガス排出量の多い企業、投資や融資判断を通して脱炭素化に影響を与える企業、その他気候リスクの実現により生じる会社への損害または会社が賠償しきれないほど巨額の損害を第三者にも与える可能性が大きいと考えられる企業などは慎重に気候リスクを評価および考慮する。
- **リスクの影響に沿った対応策の策定および実施** — 必要な緩和策および予防策を合理的に検討し、適時に実施する。

善管注意義務違反と評価されないために —地裁判決の示唆

個々の取締役の意思決定が善管注意義務違反と評価されないためには、前述のプロセスに従い、会社に対する関連リスクを認識した後、当該リスクがもたらす結果を回避するために具体的にどのような対策をとるべきかを慎重に検討し実施する必要があります。

どのような対策をとるべきかについては、経営判断の原則により取締役に裁量が認められますが、福島第一原訴訟の地裁判決から示唆される次の点を特に意識する必要があります。

- ・ 会社内外の専門家や専門機関の評価および判断に係る情報を入手した場合、それが著しく不合理といえない限り依拠すべき⁶

地裁判決では、取締役は、最新の科学的・専門技術知見に基づき予見可能なリスクによる会社への損害が予測される場合、その結果を防止し得る措置をとるべきであるとしています。逆に、そのような専門家の評価・判断があるにもかかわらず、特段の事情もないのに、それと異なる評価・判断を行った場合、その判断の過程、内容は著しく不合理と評価され、経営判断の原則の適用を受けなくなります。実際、地裁判決では、相応の科学的信頼性のある見解を特段の事情もなくその科学的信頼性を認めず、何らの安全対策を行わず対策の先送りをしたと評価される取締役の善管注意義務違反を認定しました。

科学的・専門技術知見にどの程度の信頼性を求めるべきかについては、特定の研究者の論文等において示された知見というだけでは足りないものの、その見解について検討する公的な機関や会議体において、その分野における研究実績を相当程度有している研究者や専門家の相当数により真摯な検討がされて、その取りまとめがなされた場合など、一定のオーソライズがされた相当の科学的信頼性があれば足りるとしています。

- ・ リスク情報を入手した場合、リスクの大きさ、リスクが発生する確率、リスク発生の予測の精度、リスクが実現した場合の損害の大小等を詳細に分析し、リスク情報の内容の違いに応じ、あり得る選択肢を十分に調査および検討したうえで、会社に対する損害を回避できるよう慎重に対応策を講じること⁷

予想される会社への損害が大きい場合、リスクが発生する確率が低い、リスク発生の予測の精度が低いからといって、何もしなくてもよいというわけではありません。特に、気候リスクにより会社に巨額の損害が発生し得る事業を行っている会社の取締役に、リスク情報を真摯に受け止め、慎重に対応することが求められます。会社における従来の検討枠組みを超えて、あり得る選択肢を積極的に検討する必要があります。

第3章

内部統制 システム

- 31 内部統制システムの確立と運用
- 32 適切な内部統制のための重要ポイント
- 33 日常業務における適切な内部統制



はじめに

大会社、指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社の取締役会は、会社の業務が適正に行われるための社内体制を整備しなければなりません。この社内体制を**内部統制システム**といいます。

日本の法令、開示制度、ソフトロー、そして行政指導は、いずれも内部統制システムを通じて、企業の気候ガバナンス構造に直接影響を与えます。したがって、取締役は、これらの多層的な要求を考慮し、内部統制システムを戦略的かつ統合的なガバナンス機能として設計および運用することが求められます。

取締役が善管注意義務を果たし、適切な意思決定を行うためにも、適切な内部統制システムを構築し、内部統制システムを通して社内の気候リスクを適切に把握する必要があります。この意味で、内部統制システムは、取締役の善管注意義務を制度的に具体化し、補完するものといえます。



内部統制システムの確立と運用

内部統制システムは、健全かつ透明性の高い経営を確保するための基本的な枠組みを構築すると同時に、企業が法令、定款および社内規則を遵守することを可能にします。

内部統制システムの重要性

取締役会は、事業の適正な遂行を確保するための内部統制システムを構築する責任を負います。この内部統制システムを通じて、取締役会は、財務報告、情報開示、リスク管理および法令遵守を含む全ての企業活動を監督することが求められます。この機能は、取締役の善管注意義務を制度的に具体化し補完するものでもあります。

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（日本における「J-SOX」）では、経営陣自身が、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その結果を開示することが求められています。[1](#) サステナビリティ情報の重要性が高まる中、内部統制システムを非財務情報に適切に拡大していく実務上の必要性がますます明らかになっています。

効果的な内部統制システムは、サステナビリティ開示義務の遵守も必要とします。

サステナビリティ開示義務については本書第6章をご参照ください。

気候関連ガバナンスの内部統制システムへの統合

気候ガバナンスを内部統制システムに統合するには、具体的な統制プロセスの確立が不可欠です。

1. ガバナンス、戦略、リスク管理、指標および目標に関する情報を部門横断的に収集および整理し、定義された基準に従って、これらの情報を準備およびレビューするための内部手順を確立する必要があります。
2. 取締役会が気候関連リスクと機会を定量的かつ定性的に評価し、その結果を中長期戦略や投資判断に反映させる枠組みを構築する必要があります。

サプライチェーン全体を包括する統制の一環として、スコープ3排出量を含む外部データの取得、検証および管理の仕組みを確立し、データの透明性と再現性を確保することが不可欠です。

適切な内部統制のための重要ポイント

取締役は、内部統制のプロセスが会社全体で効果的に機能するよう、右記のような措置を講じる必要があります。

適切な内部統制のための重要ポイント

気候戦略の統合

気候関連リスクと機会を事業戦略および企業リスク管理（ERM）に十分に統合し、長期的な企業価値の維持および向上に資するものとして位置付けること。

取締役会による監督の強化

気候関連課題を取締役会の継続的な重要議題として位置付け、戦略、リスク管理および移行計画等の審議に十分な時間を確保すること。議論は形式的な報告にとどまらず、実質的かつ質の高い内容であること。

気候変動に関する専門性の強化

気候リスク管理における専門性と継続性を確保するため、社長・CEOに直接報告する専門チームを設置し、その活動と分析結果を取締役会に定期的に報告する体制を整えること。

移行計画の推進

2050年までのカーボン・ニュートラル達成を目指す長期移行計画を策定し、2030年および2040年の中間目標を明確に定義するとともに、進捗を年次でモニタリングする仕組みを構築すること。定期的な見直しは戦略の妥当性を確認し、必要な調整を行う基盤となります。

ガバナンス・ルールの明確化

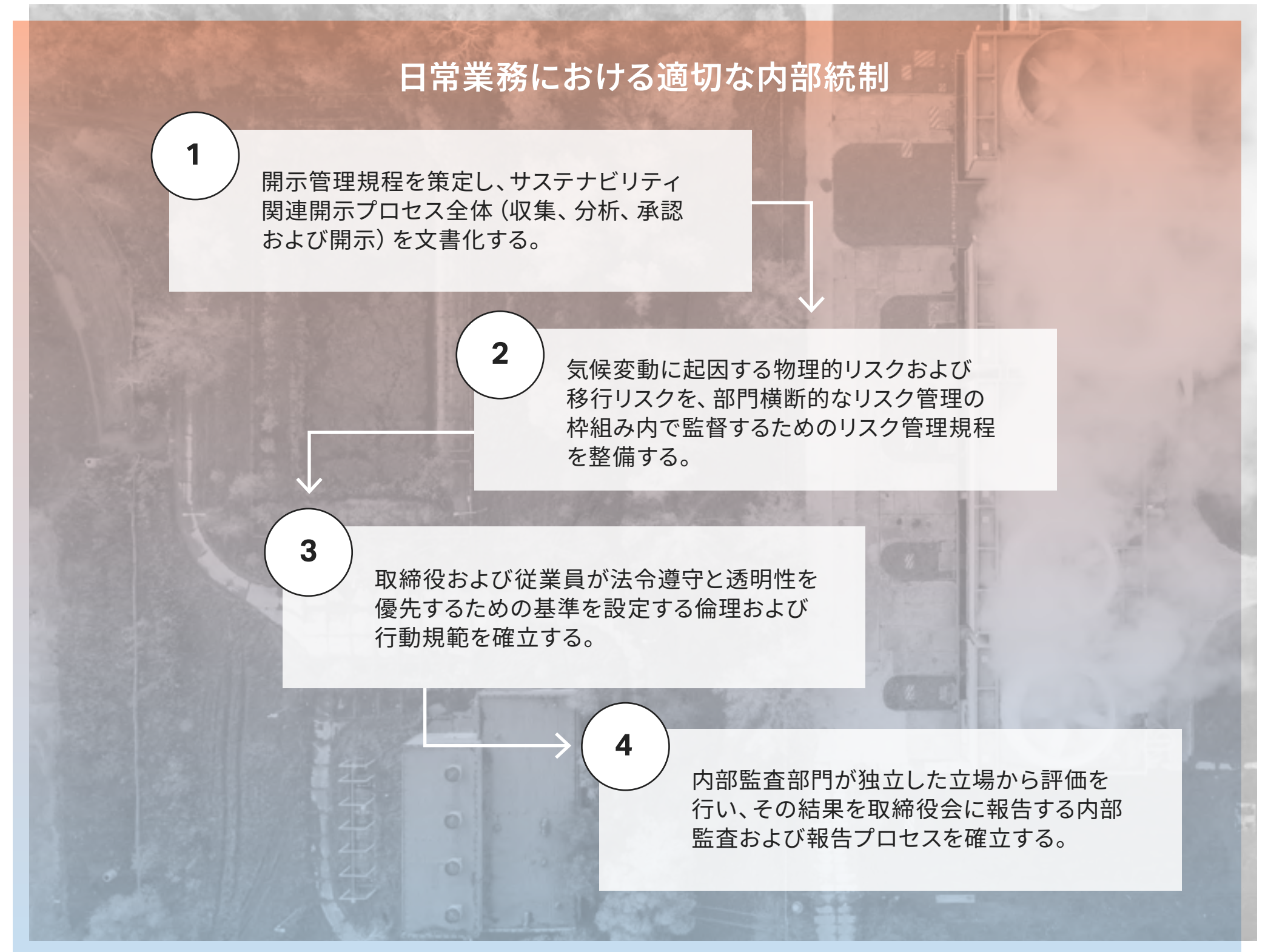
監査委員会やサステナビリティ委員会などの専門委員会に対し、それぞれの権限と専門性に見合った役割を明確に割り当て、長期戦略とリスク管理を効果的な意思決定に結びつける枠組みを構築すること。

規制についての認識の強化

国内外のサステナビリティ政策や規制動向に関する最新知見を継続的に学び、気候関連課題に対する理解と監督能力を強化すること。これは内部統制の有効性を維持および向上させるために不可欠です。

日常業務における適切な内部統制

取締役は、また、企業の方針を日常業務に反映させるため、右記の業務手順を策定すべきです。



第4章

投資家の期待

- 36 投資家エンゲージメントの意義
- 37 投資家が期待を表すために用いる3つのツール
- 38 気候リスク管理に関する投資家のエンゲージメント領域
- 39 気候ガバナンスと気候政策に関するエンゲージメント



はじめに

取締役会の気候リスク監督義務は、投資家のエンゲージメントによっても強化されています。投資家は、企業が気候に関する考慮事項を事業戦略の中核に位置付けているかどうかを常に精査しています。

投資家のエンゲージメントでは、必要な気候目標を達成するという目的において長期的な株主価値を維持するための企業の競争力に関して、建設的な対話を行うことが重視されています。

現在の焦点は、開示を超えて、信頼性のある気候目標に沿った移行計画へと移っています。したがって、投資先企業の取締役会には、株主と有意義な対話を行い、気候リスクに関する投資家の期待に積極的に応える責任があります。



投資家エンゲージメントの意義

投資家の企業との対話についての概要

取締役会が投資家と有意義な対話を行うことは、長期的な企業価値の保全という責務を果たし、投資家の期待に関する適切な情報を収集し、情報に基づいた意思決定を示すために不可欠です。

取締役の法的義務に沿ったものとして、また、日本のスチュワードシップ・コードに支えられて、投資家は、クライアントや受益者にとって必要な野心的な気候目標を達成するという文脈において、長期的な株主価値を維持するため、競争力について企業と対話します。¹ 投資先企業の取締役会には、株主と有意義な対話を行う責任があります。



投資家が期待を表すために用いる3つのツール

1 企業との対話

投資家は、投資先企業が優れた気候ガバナンスを維持し、信頼性のある移行計画を策定および実施するよう、定期的かつ一貫した対話を継続しています。

投資家は、Climate Action 100+ Net Zero Company Benchmark (ベンチマーク) などの評価ツールを活用し、投資先企業の進捗状況を把握し、エンゲージメントの優先順位を設定します。² 気候ガバナンスは評価指標の一つであり、取締役会の監督、役員報酬、気候変動に関する取締役会の能力といった主要なトピックをカバーしています。

最新のベンチマーク評価 (2025年10月) では、37社のアジア企業のうち86% (日本関連企業11社全てを含む) が、気候リスクに関する取締役会の監督体制を開示しています。気候関連の経営陣の報酬KPIや取締役会の能力に関する透明性向上において着実な進展を示す企業もあります。

2 委任状による投票

投資家は、取締役会における気候変動に関する考慮がなされることを確保するため、議決権行使を活用しています。AIGCCの調査によると、投資家の34%が、経営陣提案と株主提案の両方を対象に、気候変動に関する考慮事項を議決権行使ガイドラインに明示的に組み込んでいます。³

一部の投資家は、取締役の再選任投票において、気候変動は「最低限の基準」であると考えています。特に、これらの投資家は、企業が過去の排出量データを開示し、中間および長期の排出削減目標を設定することを期待しており、これは取締役会が気候変動を監督し、事業戦略に組み込む能力の必要性を強化するものです。

投資家はまた、気候戦略に関する期待を表明するエンゲージメント手段として投票理由を活用しています。例えば、気候変動課題の管理に対する取締役会へのインセンティブ付与、経営陣が戦略的整合性を向上させるための支援、取締役会の気候変動対応能力に関する透明性強化などが挙げられます。

3 スチュワードシップ報告書

投資家はエンゲージメント活動をまとめたスチュワードシップ報告書を公表しています。これらの報告書の多くは、投資家が企業に求める気候変動対策の期待を改めて強調しています。

AIGCCの調査によると、アジアの投資家の30%が気候変動に関するケース・スタディを公表することで有意義なスチュワードシップ活動を伝えています。ケース・スタディでは、エンゲージメントの目的、行動および成果がスチュワードシップ報告書に詳細に記載されます。⁴ 投資家が企業ごとの気候変動に対する進捗を強調する事例もあります。

こうしたケース・スタディは、脱炭素化への移行における優良な企業慣行を強化できる一方で、移行の過程において生じるセクターや市場を横断するような課題を伝える役割も果たします。これにより透明性が向上し、企業が移行に向けた努力を推進していく上で直面するエコシステム障壁の解消に向けた建設的な議論が促進されます。

気候リスク管理に関する投資家のエンゲージメント領域

投資家による企業との対話は、
(1)脱炭素化戦略と資本配分に関する透明性、および(2)企業の総合戦略に組み込まれた信頼できる移行計画に焦点を当て、クライアントと受益者のための事業競争力の確保と長期的な株主価値の維持を図っています。

移行計画の詳細については、
本書第6章をご参照ください。

脱炭素化戦略

投資家は、企業が排出量の削減目標の達成に向けた**時間軸を明確に設定した対策を特定し、各手段の貢献度を定量化**することを期待しています。脱炭素化対策から既に生み出されている収益や生産量に関する開示が改善されることで、投資家は投資先企業の脱炭素化の進捗状況を評価することが可能になります。

例えば、電気自動車戦略は、日本の自動車メーカーに対する投資家のエンゲージメントにおいて優先的なテーマとして強調されてきました。継続的な投資家と企業の対話を経て、最新のベンチマーク評価では、Climate Action 100+に参加する日本の自動車メーカー4社すべてが、**電気自動車（EV）およびハイブリッド車に起因する現在の収益**を開示しました。これは、気候変動対策による収益を適切に計上するため、車両の電動化の進捗状況に関する透明性確保に向けた第一歩です。⁵ 日産自動車とトヨタ自動車はさらに、固体電池の開発の進捗状況を含む電動車両の研究開発に関する将来的な時間軸を提供しています。⁶

投資家は、取締役会が脱炭素化戦略を策定する際に、業界固有の事情を踏まえつつ、科学に基づく脱炭素化への道筋を組み込むことを期待しています。こうした状況を受け、AIGCCは、アジアの電力会社に対する投資家の期待を公表しています。⁷ これは、AIGCCのアジア電力会社エンゲージメント・プログラムを通じて実施される対話において基本的な参照資料となり

ます。⁸ このAIGCCが公表した投資家の期待は、主に、信頼性の高い移行計画の採用、地球規模の気候目標に沿った中間排出削減目標の設定、進捗状況の透明性ある報告など、投資家が電力会社に求める主要な行動と情報開示についての概要を提示しています。

移行計画および脱炭素化計画に関する取締役会による開示の詳細については、本書第6章をご参照ください。

資本配分

企業がその野心的な取り組みや目標および企業戦略全体において一定の進捗を示している場合、投資家は通常、企業に対してより詳細な質問を投げかけます。例えば、投資家は、(1)化石燃料などの**排出削減対策が講じられていない炭素集約型資産および製品**への資本配分、および(2)再生可能エネルギーなどの成熟技術や新興技術に関する研究開発を含む**気候変動対策**への資本配分について、より高い透明性を企業に求めます。これは、企業が表明した排出削減目標の達成に向けた戦略的整合性と具体的な取り組みを投資家が評価する上で、重要な指標となります。

気候ガバナンスと気候政策に関するエンゲージメント

効果的な実施を確保するため、投資家は、重要な促進要因である気候ガバナンスや、**気候政策に関する企業や業界団体とのエンゲージメント（気候関連ロビー活動と呼ばれることもあります）**へとスチュワードシップ活動を拡大しています。

気候ガバナンス

気候関連課題に対する取締役会の説明責任と脱炭素戦略の効果的な実施を確保するため、投資家は、一般的に、**取締役会の監督体制や気候変動を担当する役職の設置**を求めます。**気候パフォーマンスと役員報酬を連動させる**ことは重要なプラクティスとして期待が高まっており、これにより、経営陣が気候課題を優先し長期事業戦略に組み込むインセンティブとなります。

例えばENEOSは、投資家との活発な対話を経て、株式ベースの報酬の10%を温室効果ガス排出削減目標と連動させる方針を開示しました。⁹ 気候変動を事業戦略に統合する上で必要なスキルを取締役会が有しているかを定期的に評価するというベストプラクティスを踏まえ、投資家は、特に、**取締役会の気候変動対応能力を評価するプロセスと評価結果**の詳細を求めます。

気候変動に伴う移行を監督するために必要な取締役の能力に関する指針は、IGCCの「取締役会向け気候対応能力原則」に概説されています。¹⁰

取締役会の気候ガバナンスにおけるベスト・プラクティスの詳細は、本書第5章をご参照ください。

気候政策への関与

投資家は、**企業の政策的立場、直接的または業界団体を通じた間接的な政策関与、およびこれらの活動がどのように規律されているか**に関する開示を求めています。この情報により、投資家は、総合的な気候ガバナンスの質とともに、企業の気候変動への取組みが事業モデルの転換と整合しているかを評価することができます。企業の公約と政策関与の間に不整合があると、それは重大な法的リスクやレピュテーション・リスクとみなされます。

取締役は、自らのロビー活動がパリ協定に沿っているかを評価する枠組みとして、「責任ある気候ロビー活動に関するグローバル基準」を活用できます。¹¹

例えば、Climate Action 100+の投資家は、関連する財務リスクを軽減する目的で、日本製鉄の気候移行戦略および気候政策関与に関する透明性について対話を優先しています。投資家の要求事項は、レター、定期的な会合および投資家を交えた企業のラウンドテーブルでの詳細な議論を通じて伝えられます。2024年6月の同社定時株主総会では、欧州の投資家とオーストラリアの市民団体が共同提出した気候政策関与の透明性向上を求める株主提案が約27%の賛成票を得ました。継続的なエンゲージメントの結果、日本製鉄は、業界団体に関する初のレビューを公表し、2025年に電気炉製鋼の拡大に向け8,687億円の投資を発表しました。¹²

第5章

気候ガバナンス： 取締役会の 監督体制と構成

- 42 気候変動対策の監督に関する正式な権限の確保
- 44 取締役会および経営陣レベルでの支援体制の構築
- 48 気候変動に関する責務を遂行する取締役会の能力強化



はじめに

世界的に、企業の気候変動対策を主導する取締役会への期待が高まっていますが、まだ多くの取締役会はその役割を十分に果たせていないように見受けられます。確固たるリーダーシップを発揮する代わりに、これらの取締役会は経営陣や外部アドバイザーに「主導される」状態にあり、積極的に行動を起こすというよりも事後的な対応に終始することも少なくありません。

ある日本の大企業の非業務執行取締役は、最近の議論で、取締役会レベルでのサステナビリティ委員会設置の決定を含む気候変動に関する取締役会の議題がほぼ経営陣によって設定されたことを認めるとともに、取締役会は、気候変動に関する監督において自らが果たすべき適切な役割を依然として模索しているところであると指摘しました。

本章では、海外の企業が、取締役会が気候変動に関連する責任を効果的に遂行できるよう、中心となる3つの領域で強固なガバナンスを構築している事例をお伝えします。

なお、本章は、文献調査に加え、世界各地の取締役や経営幹部との非公開の議論も踏まえて作成しています。



気候変動対策の監督に関する正式な権限の確保

取締役会による気候変動対策 に対する監督は、世界的な トレンドとなっています。

気候変動対策が優先事項として位置付けられ、その重要性が社内外に示されるよう、取締役会はその監督責任を明確に担うべきです。

世界経済フォーラムの「取締役会における効果的な気候ガバナンスに関する指針原則」によれば、明確な権限付与は、気候行動において取締役会が効果的なリーダーシップを発揮する上で重要な要素であるとされています。¹

世界的にみると、大企業の実業取締役会に気候変動対策の監督の権限を正式に付与する事例が増加しています。最近のOECD調査によれば、「世界の株式時価総額の70%を占める6,215社が、取締役会が気候関連課題を監督していると回答した」とされています。²



6,215 社

世界の株式時価総額の

70%

の会社が、取締役会が
気候関連課題を監督している
と回答

I 気候変動対策に関する取締役会の権限の具体性の程度

企業は、取締役会の権限の焦点をどこに置くべきかについて試行錯誤を行っています。ここでは、参考となる3社の実践例を紹介します。

幅広いサステナビリティへの焦点

カナダの保険会社サンライフでは、取締役会規程において、取締役会は、「気候変動に対する企業としての取組みについて...上級の経営陣に課題を与え、助言し、指導を行う」こと、また、「戦略的計画、事業計画、資本計画、投資計画、サステナビリティ計画などを年次で承認および監督する」ことを明記しています。³

気候変動への明示的な焦点

フィリピンの複合企業アヤラ・コーポレーションは、2050年までにネットゼロを達成するとの公約と同時に、取締役会規程を改正し、取締役会に対して、「気候関連リスクと機会、その他のサステナビリティ関連課題の適切な監視と管理を監督する」責任を明示的に課しました。⁴

気候関連活動への具体的な言及

消費財大手のユニリーバでは、取締役会規程において、取締役会が「ユニリーバ気候移行行動計画」の承認または修正について専属的な責務を負うことを規定しています。⁵

I 気候変動対策の監督についてのコア・カテゴリー

取締役会が具体的にどのような活動を行うかは、企業や業界によって異なるものの、コンサルティング会社のウィルズ・タワーズ・ワトソンは、**気候変動対策の監督業務は取締役会の3つのカテゴリーに分類されると指摘**しています。

規制遵守

取締役会は、企業が事業を展開する地域における規制要件を満たすことを確保する上で重要な役割を担います。これには、コンプライアンスに対する経営陣の説明責任の追及や、気候変動開示情報の真実性および正確性の確保が含まれます。取締役の善管注意義務および規制要件の詳細については、本書第2章および第6章をご参照ください。

組織としてのパフォーマンス

取締役会はまた、短期的および長期的な価値創造のバランスの取れた持続可能な業績を推進する責任を負います。気候変動の文脈では、取締役会には、経営陣に対し、気候関連リスクと機会を明確に説明するよう求め、必要に応じてその内容を問い直し、取締役の善管注意義務や企業の目的と整合する気候変動対策に関する明確なビジネスケースを策定することが求められます。

持続可能性と「将来への備え」

左記2点に加え、取締役会は、経営陣に対し、低炭素経済への適応とその下で企業の成長を図る包括的な計画の策定を推進する責任を負います。その後、取締役会は、主要な投資、ビジネスモデル分析、リスク管理および企業文化との整合性に対する監督を行い、移行計画を確実に成功させる必要があります（移行計画については本書第6章もご参照ください）。

取締役会および経営陣レベルでの支援体制の構築

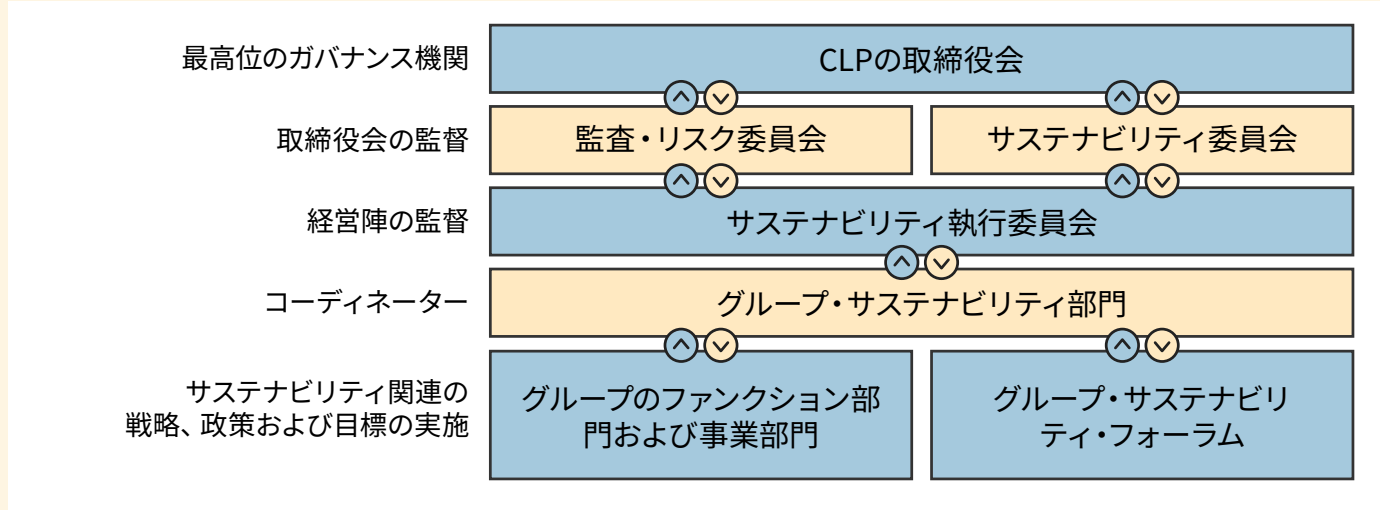
取締役会による監督を構成するうえでのカスタマイズ

取締役会は、単独で、気候変動関連の責任を全て果たすことはできず、そのため、取締役会および経営陣の両レベルで十分に整備された支援体制が必要となります。

世界中で、取締役会は、サステナビリティ関連事項を監督するために様々な体制を採用しています。特に、各企業にとって最適な構成は、変化する要求や要件に対応するため、時間とともに見直されていく可能性が高いです。

気候変動に関する責任を取締役会レベルでの各委員会に配分する方法は様々です。ここでは、国際企業がこうした体制をどのように構築したかについての事例を二つご紹介します。

事例1：CLPの総合的な気候ガバナンス構造⁶



事例2：消費財企業ユニリーバは、気候変動に関する監督責任を3つの主要委員会に分配しました。⁷

企業責任委員会	監査委員会	報酬委員会
取締役会は、企業が事業を展開する地域における規制要件を満たすことを確保する上で重要な役割を担います。これには、コンプライアンスに対する経営陣の説明責任の追及や、気候変動開示情報の真実性および正確性の確保が含まれます。取締役の善管注意義務および規制要件の詳細については、本書第2章および第6章をご参照ください。	非財務情報の開示（CTAPの進捗報告を含む）を監督し、気候関連開示に関する内部監査および外部監査の範囲と結果も審査します。	気候変動対策を含むサステナビリティ目標の達成に向けた業績評価指標を設定します。

取締役会レベルの専任サステナビリティ委員会

一方、気候変動対策の監督を強化するため、新たにサステナビリティ委員会を設置する取締役会もあります。

例えば、ある欧州の大手鉄鋼メーカーは、2050年カーボンニュートラルの公約を発表した後、取締役会レベルの独立したサステナビリティ委員会を設置しました。

ある上級幹部は、同社のネットゼロ公約が気候変動対策の監督体制を再構築するとの決定に寄与したと述べ、新たな体制により「**気候変動、ネットゼロ、その他の環境問題に対するより集中した議論と長時間の審議が実現した**」と指摘しました。

同様に、ある東南アジアの銀行の最高サステナビリティ責任者は、取締役会レベルのサステナビリティ委員会設置により「**より焦点の絞られた議論が可能になり、真に重要な課題について議論する時間が大幅に増えた**」と振り返っています。

ほとんどの国では、取締役会レベルの専任サステナビリティ委員会を設置している企業はごく一部です。⁸

米国では、S&P500企業の17%が専任サステナビリティ委員会を設置しており、東南アジアでは、2023年のマレーシア・シンガポール共同調査で、大企業の11%が独立した取締役会レベルのサステナビリティ委員会を設置していることが判明しました。⁹ 一方、FTSE100企業では、その51%がサステナビリティ委員会またはESG委員会を設置しています。¹⁰

一方、日本では、ClientEarthの調査によると、2025年8月22日時点のJPXプライム150指数構成企業のうち23社が、取締役会レベルで自主的にサステナビリティ委員会を設置していることが確認されました。¹¹ 日本の上場企業は、会社法に基づく法定委員会の設置が義務付けられる会社形態を選択できることを踏まえる

と、現行法下では、取締役会レベルでの任意のサステナビリティ委員会が他の法定委員会に対してどのような権限関係にあるのか、また、任意のサステナビリティ委員会による決定が会社に対して拘束力を持つのかは不透明です。このため、取締役会レベルのサステナビリティ委員会は（取締役会と同等の意思決定の役割を担うのではなく）諮問的な役割を担うことを推奨します。

ClientEarthの調査によると、サステナビリティ委員会を設置している2025年8月22日時点のJPXプライム150指数構成企業の23社のうち14社は、その委員会を明示的にアドバイザー・諮問機関としています。

独立したサステナビリティ委員会の3つの利点

もちろん効果的な構成は様々なものがありますが、複数の取締役会メンバーや経営陣と対話した結果、独立したサステナビリティ委員会には次の3つの利点があることがわかりました。

1. 取締役会レベルのサステナビリティ委員会やその他の取締役会レベルの委員会に監督機能を設置することで、サステナビリティ課題が傍流の課題に格下げされることなく、より**深く総括的に検討されること**になります。

2. **取締役会メンバーの専門知識の蓄積**は、スコープ3排出量の測定やネットゼロ移行計画など、複雑で技術的なサステナビリティ課題の取り組みに必要不可欠です。

3. 気候変動対策計画は、技術の進歩、政策方針の転換、事業環境の変化ならびにその他の関連要因を定期的に反映する必要があるため、独立したサステナビリティ委員会による**継続的な監督**が効果的です。

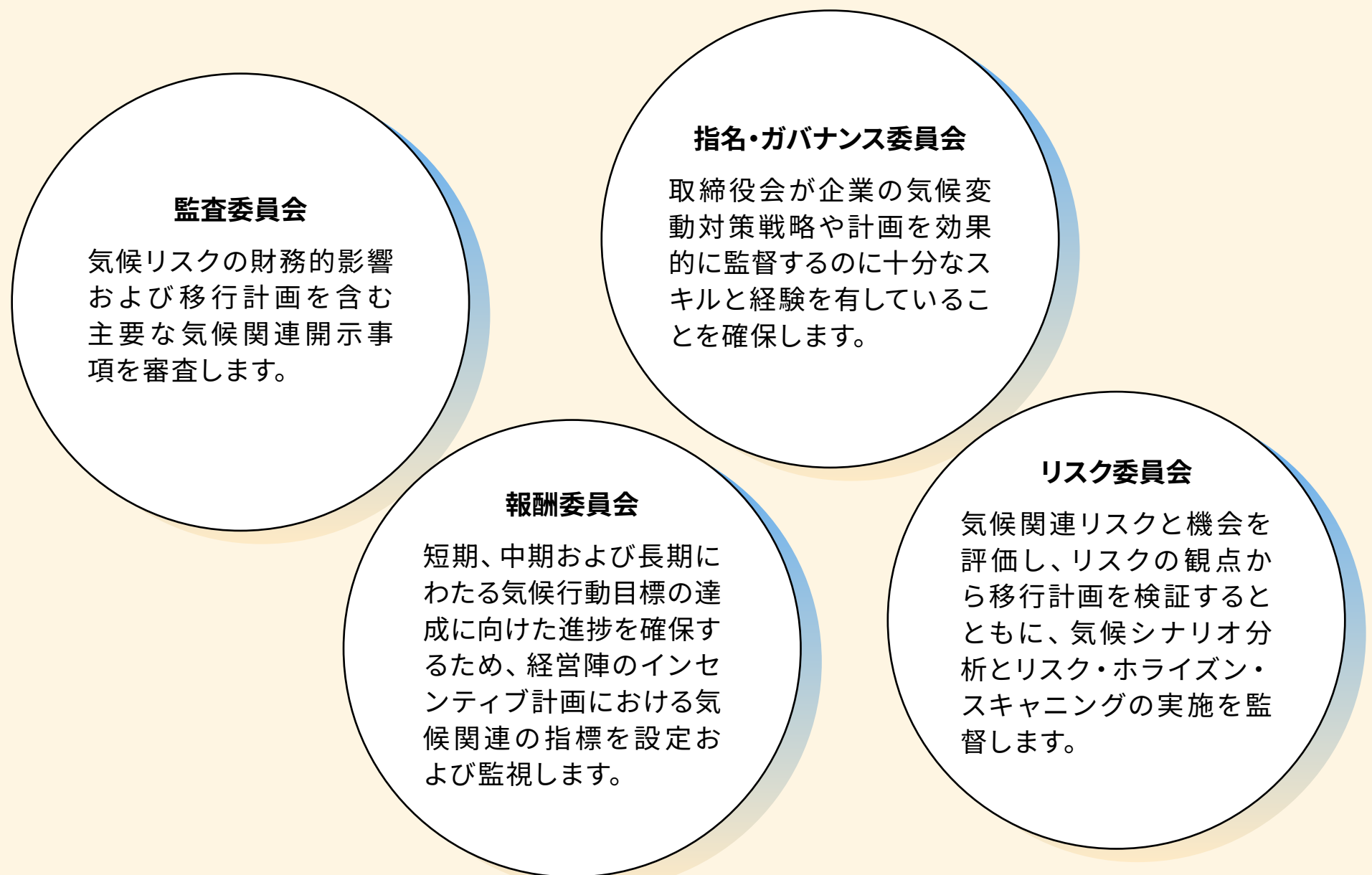
「サイロ化」された気候変動 関連の監督の回避

シンガポール国立大学のマック・ユエン・ティン教授は、著書「誰がサステナビリティを監督する？」（2023年）の中で、取締役会レベルのサステナビリティ委員会が設置されている場合であっても、**取締役会が「サステナビリティを単一の取締役会レベルの委員会に『サイロ化』して（孤立させて）委ねるのではなく、取締役会および他の委員会の業務に完全に統合することを確認すべきである」と助言しています。**¹²

実際、オーストラリア会社取締役協会（Australian Institute of Company Directors）の最近の調査では、「気候変動関連の監督は単一のサステナビリティ委員会に置かれることが多く、監査、リスク、報酬および指名委員会との統合が不十分である」ことが判明しています。¹³

取締役会レベルの委員会による気候変動関連の監督

以下に示すように、取締役会レベルの異なる委員会が、重要な気候変動関連の監督の役割を担います。



気候リスク監督のための 経営陣レベルの サポート体制

取締役会レベルの委員会に加え、取締役会には、**経営陣主導のサステナビリティ委員会**やその他の専門機関など**経営陣レベルの支援体制**も必要となります。

例えば、前述した欧州鉄鋼メーカーの取締役会レベルのサステナビリティ委員会は、経営陣レベルの気候変動委員会によってサポートされており、同委員会は、「気候変動対策における自社の選択したリーダーシップ・ポジションを維持するために必要な進捗」について助言を提供しています。あるアジアの保険会社では、経営陣レベルの気候変動・ネットゼロ運営委員会が、同社のネットゼロ公約の達成状況を監督する役割を担っています。

日本では、経営陣レベルのサステナビリティ委員会が広く普及しており、日経平均株価225種構成銘柄およびTOPIX100構成銘柄のうち85%がこれを設置しています。¹⁴これらのサステナビリティ委員会の97%は社長・CEOまたは他の経営幹部が議長を務め、3%は社外取締役が議長を務めています。

気候変動対策における経営陣の責任は、最終的に社長・CEOが負うものの、**多くの企業では日常的なサステナビリティ関連活動を監督する最高サステナビリティ責任者（CSO）の役職を設置しています**。2025年のフォーブスによる世界1,100人の経営幹部を対象とした調査では、79%の企業がCSOを設置していることが判明しました。¹⁵日本では日経平均株価225種およびTOPIX100構成企業のうち約30社がCSOまたは同等の役職を任命しています。¹⁶

さらに、CFOは、企業の気候目標達成においてますます重要な役割を担っています。例えば、CFOは、「財務戦略、リスクおよび資本管理の専門知識を活用し、移行計画が財務的に裏付けられ、運営上実行可能であり、長期的な組織価値と整合していることを保証する」ことができます。¹⁷

最後に、多くの企業では、サステナビリティ・ガバナンスは経営陣レベルから構築されています。例えば、ある東南アジアの大手銀行は、2019年にグループ・サステナビリティ部門を設置、2020年にグループ最高サステナビリティ責任者を採用、2021年には取締役会レベルの専門委員会を設立しました。しかし、**気候変動の緊急性を考慮すれば、取締役会レベルと経営陣レベルの体制は並行して構築されるべきであるといえます**。

「CFOは、財務戦略、リスクおよび資本管理の専門知識を活用し、移行計画が財務的に裏付けられ、運営上実行可能であり、長期的な組織価値と整合していることを保証する役割を担います。CFOの関与により、投資家やステークホルダーからの信頼性が高まります。CFOは、移行計画の確実な実行を支えています。」

—AICD-ACSI, Governing for net zero、
2025年7月

気候変動に関する責務を遂行する取締役会の能力強化

取締役会の能力を高めるための企業のイニシアティブ

取締役会が気候変動対策の責任を効果的に果たす能力は、取締役会メンバー構成員の能力に大きく依存します。あるフランスの取締役会会長が指摘するように、「**取締役とその取締役会は、気候変動問題に精通している場合に初めて効果を発揮し、知識を蓄積すれば、より力強く、取締役会の場で提案を議論し、異議を唱えることができる**」のです。

取締役が気候問題の専門家である必要はありませんが、基本的かつ組織固有の気候変動課題およびそれに関連するサステナビリティ課題、ならびにそれらが企業活動に及ぼす影響を理解するための十分な知識を有し、会社を前進させるために、経営陣や関係者と建設的に連携する必要があります。これは本書第2章で論じた取締役の善管注意義務の観点からも重要です。

さらに、取締役会は専門家の助言を活用できる一方で、専門家の助言の質を評価することができる能力も必要になります。

ほとんどの取締役会には、スキルの向上が明確かつ緊急に求められています。2023年にボストン・コンサルティング・グループが実施した約900名の取締役を対象としたグローバル調査では、「**サステナビリティ計画と目標について経営陣に効果的に異議を唱え、その実行を監督する**」のに十分な知識があると回答したのは、**わずか29%**でした。¹⁸

この現状を踏まえ、気候変動に関する投資家グループ（Investor Group on Climate Change）は、取締役会に対し、単発の説明会ではなく、「シナリオ策定、規制変更、投資家の期待、イノベーションおよび業界に関連する移行能力」などのテーマについて、定期的な研修を実施するよう要請しています。¹⁹

既存の能力ギャップを埋めるため、多くの企業では、取締役会メンバー向けに社内外の研修を実施しています。気候変動対策に関する取締役会での議論を充実

させるため、一部の企業では、企業のリーダーが「まずは自分の目で確かめる」体験型の活動を企画することもあります。ある東南アジアの公共交通機関の会社では、電気自動車（EV）車両の導入の是非や方法に関する議論をより充実させるため、取締役会と経営陣は、中国にあるEVメーカーを訪問し、稼働中のEV交通ネットワークを視察しました。

ある鉱業会社の取締役会が気候変動対応能力を強化した事例

あるグローバル鉱業会社は、取締役会の評価業務を経て、気候変動を重点分野に格上げしました。その後2年間にわたり、取締役会（本会議、サステナビリティ委員会、2日間の特別戦略会議）は、気候変動が企業戦略全体に及ぼす長期的な影響を検証し、脱炭素化の道筋を検討し、環境負荷を低減する新技術を探求しました。さらに、専門知識を持つ専門家と面談し、個々の取締役の視野を広げ、気候変動に関する「考え方を問い直す」機会を設けました。

サステナビリティの 専門家である 取締役の採用

広範な研修を実施しているにもかかわらず、**取締役会の能力強化には、深い専門知識や経験を持つ新たなメンバーの採用が必要であると最終的に判断する取締役会もあるでしょう。**

前述した欧州の鉄鋼会社のある役員は、「サステナビリティ専門家を取締役に加えたことで、サステナビリティ問題に関する議論の質が一段階向上した」と指摘しています。

取締役会の能力を強化することは、取締役の知見を広げるだけでなく、取締役会が実験的な取り組みやトレードオフの判断、そして気候変動対策に伴う極めて高い不確実性の中でも躊躇なく前進できる環境づくりを意味します。

ある欧州企業の取締役会会長は「気候アクションプランの一部が未知であることを受け入れるのは、取締役会と経営陣にとって大きな文化的転換だった」と述べつつも、「今後必ずしも状況が楽になる

わけではない」と強調し、取締役会がそのような変化に慣れるよう促しました。

本章で論じたような強固なガバナンス体制の構築により、日本企業の取締役会は、確かな判断力と力量を兼ね備えた自社の気候変動対応を主導することができます。



第6章

気候関連課題： 実践的な取組み

52 気候関連開示

58 長期的な価値創造のための移行計画の策定と実施



はじめに

本章では、日本企業が気候ガバナンスを日常業務に統合する方法について検討します。具体的には、日本および国際基準に沿った気候関連開示ならびに長期的な価値創造のための戦略と移行計画について検討します。

気候関連開示の要件が国際的にも国内的にも強化される中、日本企業の取締役は、これらの要件を適切に組み込み、具体的な説明を行うことが求められています。移行計画を通じてサプライチェーン全体を対象に含めることで、取締役は、投資家からの要請や関連する規制へ対応し、企業のレジリエンスを強化することに貢献します。



気候関連開示

日本における開示枠組み

1. 法定開示枠組み

2023年1月、金融庁は、企業内容等の開示に関する内閣府令等を改正し、有価証券報告書等におけるサステナビリティ関連情報の開示を義務付けました。¹具体的には、以下の4原則に沿った開示を求めています。

- ・ ガバナンス
- ・ 戦略（シナリオ分析を含む）
- ・ リスク管理
- ・ 指標および目標

この4原則はTCFDによる提言（TCFD Pillar）に基づいており、開示は主に重要性基準に基づいてなされます。上場企業にはガバナンスとリスク管理に関する情報の開示も要求され、戦略・指標/目標に関する情報は、投資家の意思決定に重要と判断された場合に開示が必要となります。

上記の4原則はTCFDによる提言を基礎とするものですが、2023年1月に導入された金融商品取引上の開示枠組みは、TCFDを拘束力のある技術的な開示基準としてではなく、開示項目を構成する枠組みとして活用し、開示の全体像を示す原則ベースの義務を確立しています。

2. 技術的な開示基準

2025年3月、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、国際的な枠組み（ISSBのIFRS S1およびS2）と整合するよう設計された、初の包括的な**サステナビリティ開示基準**（「SSBJ基準」）を公表しました。これには、気候関連の財務情報に特に焦点を当てた気候関連開示基準が含まれています。

2026年2月現在、金融庁は、**金融商品取引法に基づく有価証券報告書におけるサステナビリティ開示にSSBJ基準を適用すること**を決定しました（詳細は後述します）。²

3. ソフトロー開示：コーポレート・ガバナンス・コード（CGC）

CGCは、特に東京証券取引所プライム市場上場企業に対して、金融商品取引法上の開示ルールを補完するソフトローとして機能しています。2026年7月に改訂版コーポレートガバナンス・コード（CGC）が発効されました。今回の改定は2021年以来もっとも大規模な改正となります。³

改定内容には下記が含まれます。

- ・ 取締役会がサステナビリティを事業戦略およびリスク管理に統合し、気候変動に伴うリスクや機会を監督することが求められるため、サステナビリティに対するガバナンスが強化されます。サステナビリティは、企業価値の中心と位置づけられます。
- ・ 今回の改訂ではSSBJおよびISSBが明示的に言及されており、これはCGCがTCFDの推奨段階を超え、開示に関するグローバルな基準へと方向を定めたことを意味します。
- ・ 今回の改訂により、CGCとSSBJ基準の役割分担が明確化され、CGCはサステナビリティのガバナンスと戦略的監督を規定し、SSBJ基準は技術的な開示基準を提供します。

SSBJ基準の構成

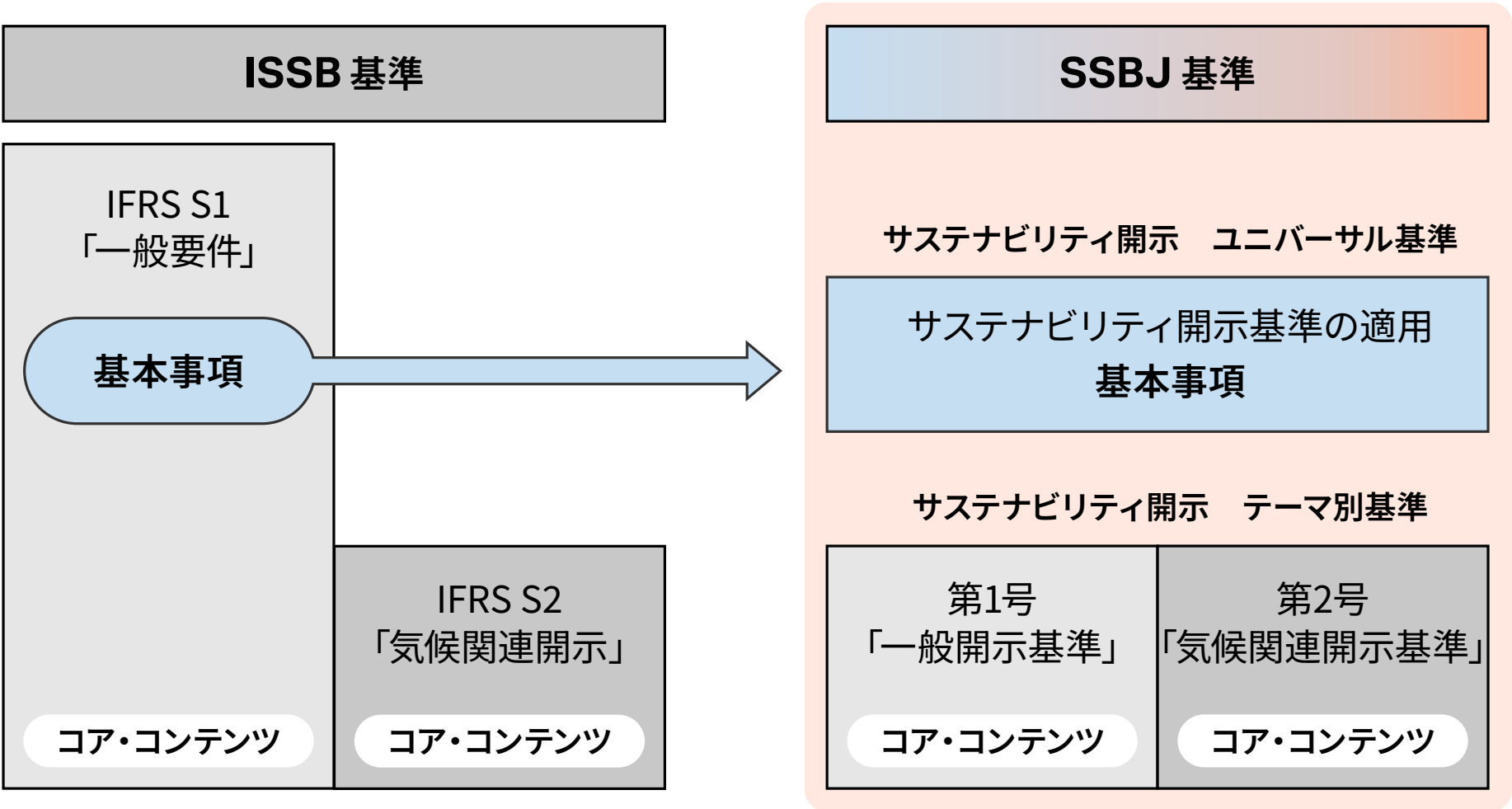
SSBJ基準とISSB基準は構成が若干異なりますが、同じ原則に基づいています。

SSBJは、ISSBのIFRS S1およびS2をそのまま導入するのではなく、サステナビリティ開示要件を再分類し、以下の枠組みに組み込みました（詳細は右図をご参照ください）。⁴

SSBJのサステナビリティ開示ユニバーサル基準は、サステナビリティ開示基準の全体構造と基本原則を定めています（IFRS S1「一般要件」と同様です）。

SSBJのサステナビリティ開示テーマ別基準は、第1号「一般開示基準」および 第2号「気候関連開示基準」から構成されています（IFRS S2「気候関連開示」と同様です）。

なお、2026年3月、SSBJは温室効果ガス排出量開示に関連する3つのサステナビリティ開示基準を改正しました。この3月の改正の趣旨は、2025年12月にISSBが発表した温室効果ガス排出量開示に関するIFRS S2の改正に対応させることです。この改正は、SSBJ基準がISSB基準と機能的に整合していることを示しています。⁵



SSBJ、ニュース・リリース「日本における適用に向けた初のサステナビリティ開示基準を公表」（2025年3月5日）⁶
（注：これらのサステナビリティ開示基準は2026年3月13日に改正されました）

| SSBJ基準の主な特徴

SSBJ基準の主な特徴は、(1)ISSB規格との国際的な整合性および (2)詳細な開示要件です。

1. 国際的な整合性

日本の気候関連開示制度の発展は、国際的な枠組みの影響を一部受けています。

世界的に、顧客や関連するステークホルダーの需要が高まっていることを受け、多くの資本市場で開示規制が制度的に強化されています。

主な例が、ISSBが2023年6月に公表したIFRS S1およびS2です。S1とS2はTCFDの提言を統合し、資本市場におけるサステナビリティ開示のグローバルな基準を確立しています。

2. 詳細な開示要件

SSBJ基準では、企業は既存のサステナビリティ開示義務で既に求められている「サステナビリティ・ガバナンス」や「リスク管理」の手順を開示するだけでは不十分です。より重要なのは、「サステナビリティ・ガバナンス」および「リスク管理」に適用される「戦略」と「指標」を開示し、説明することが求められている点です。[7](#)

具体的な開示項目の例としては、以下のものが挙げられます。

- **気候関連のリスクおよび機会の財務的影響**（サステナビリティ開示テーマ別基準第2号・気候関連開示基準の第14項(3)および第21項ないし第27項）
- **温室効果ガス排出量データ（スコープ1、2および3）**（同第47項ないし第76項（特に第70項））
- **気候関連の評価項目の役員報酬への組み込み**（同第84項）

SSBJ基準は、単なる開示の枠組みにとどまらず、取締役会が、気候関連のリスクおよび機会を適切に企業の財務諸表に反映するために拠り所とすべきソフトローでもあります。

以下では、これらの規定について詳細に説明します。

気候関連リスクおよび機会を財務諸表に反映させること

SSBJ基準の「戦略」に関する開示項目には、**気候リスクおよび機会**を企業の財務諸表と直接結びつけるSSBJ基準の中で最も重要な規定が含まれています（第14項(3)および第21項ないし第27項）。

企業は、「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスクおよび機会の財務的影響」を開示する必要があります（第14項(3)）。

企業は、企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローに与えると予想される影響を含め、気候関連のリスクおよび機会が現在および予想される財務的影響に関する**定量的および定性的**情報を開示しなければなりません（第21項から第27項）。⁸

第25項ないし第27項では定量的情報の開示について一定の免除が設けられているものの、第27項(3)では、免除対象となる企業であっても「開示の必要はないと判断した気候関連リスクまたは機会とその他の気候関連のリスクまたは機会との**複合的な**財務的影響に関する**定量的**情報」を開示しなければならないと規定しています。⁹

したがって、これらの規定は、事実上、**気候関連リスクを定量化**しており、これは日本で採用されている他の既存の開示枠組みの中では前例のないものといえます。また、会計開示枠組みとしてのIFRS/ISSBの趣旨にも合致しています。



第三者から入手したデータよりも、自社が収集した直接的かつ一次的な、最もタイムリーで検証済みの排出データを優先させること

企業は、温室効果ガス排出量（スコープ1、2および3）という定量的な指標を開示しなければなりません（第47項から第76項）。

これらの規定は、実務上、経営や産業の行動様式に変化をもたらす可能性があります。

特に、企業は、スコープ3排出量の開示において、推定値、二次データ、適時ではないデータ、未検証のデータよりも、直接的、一次的、適時かつ検証済みのデータを優先して適用しなければなりません（第70項）。¹⁰ これは、企業が自社の事業、バリューチェーンおよび温室効果ガス排出量に関して、自ら直接収集したデータを優先しなければならないことを意味し、単に第三者から入手したデータに依拠することはできません。

この要件は、開示を行う企業のバリューチェーンに波及効果をもたらす可能性があります。例えば、上流の石油・ガス企業が、中流および下流のパートナーから直接的、一次的、適時かつ検証済みのスコープ3排出量データを要求する必要がある場合、そのプロセスは中流および下流の企業にも同様の慣行に従うことを強いることとなります。これにより、スコープ3排出量データを扱う際、バリューチェーンに関わるすべての企業に対して、事実上、内部的なパフォーマンス管理上の義務が生じることとなります。

経営陣の報酬を企業の気候関連の業績と連動させるという期待

本規定は、**気候関連の評価項目**が役員報酬に組み込まれている場合、気候関連の評価項目を役員報酬に組み込む方法、および報告期間中に認識された役員報酬のうち気候関連の評価項目と結びついている部分の割合を開示しなければなりません（第87項）。¹¹

過去5年間にわたり、気候変動に関わるアクティビストたちは、株主提案を通じて「気候連動型報酬」を求めてきました。第84項は、気候関連の評価項目が役員報

酬に組み込まれていない企業には適用されないものの、「気候関連の評価項目が組み込まれた役員報酬」の要件がSSBJ基準に明記されているという事実は、そのような開示が**期待されている**ことを示しています。

これにより、SSBJ基準はソフトローとしての性格をさらに強め、取締役会は同基準に準拠したベストプラクティスを確保すべきこととなります。

SSBJ基準の導入

対象となる企業は？

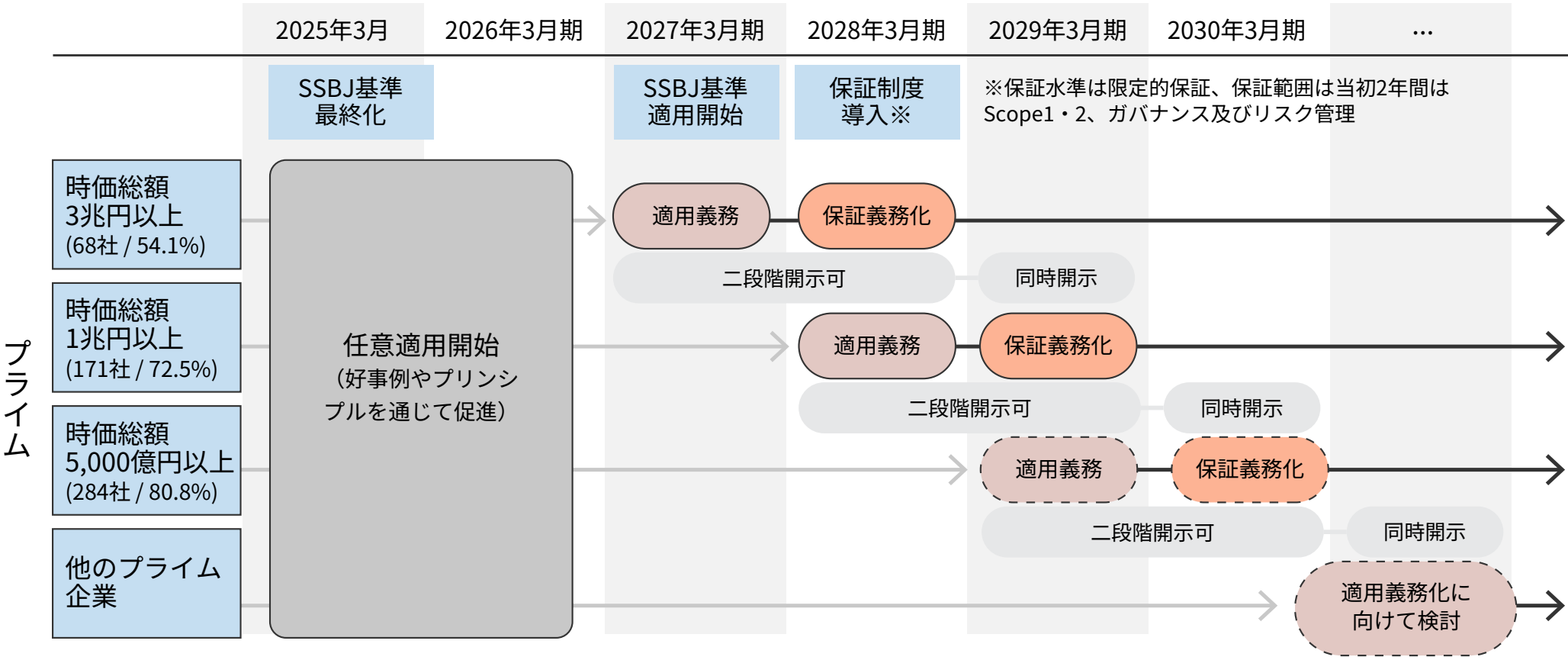
SSBJ基準は、主に東京証券取引所プライム市場の上場企業を念頭に設計されました。

予定されていた全ての対象企業に対する法改正は行われていませんが、2026年2月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令の改正により、次の2つの基準にあてはまる企業にSSBJ基準が適用されることになりました。¹²

平均時価総額**3兆円以上**の東京証券取引所プライム市場上場企業に対しては、2027年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から、SSBJ基準が適用されます。

平均時価総額**1兆円以上かつ3兆円未満**の東京証券取引所プライム市場上場企業に対しては、2028年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から、SSBJ開示基準が適用されます。

まだ法律として施行されていませんが、平均時価総額5000億円以上かつ1兆円未満の東京証券取引所プライム市場上場企業に対しては、2029年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からSSBJ開示基準が適用されることが予定されています（詳細は、下記の段階的導入スケジュールをご参照ください）。



段階的導入スケジュール（金融庁『サステナビリティ開示・補償に関するロードマップ』（2025年7月17日）。¹³

長期的な価値創造のための移行計画の策定と実施

| 移行計画とは何か？

移行計画は、企業が価値創造と脱炭素化の両方を達成する方法を示すロードマップとして機能し、投資家や金融機関の意思決定に有用な情報を提供します。

TCFDコンソーシアムの移行計画ガイドブックでは、移行計画を「低炭素／脱炭素社会への移行と価値創造をいかに両立させるかを明示的に示す、意思決定に有用な情報」と定義しています。¹⁴

移行計画は、気候関連リスク（物理的リスクと移行リスク）の管理を含んでいます（気候関連リスクの詳細については、本書第1章をご参照ください）。

移行計画の重要性

移行計画は、規制や投資家からの要求への対応ツールであるだけでなく、企業価値の向上にも寄与します。

- 炭素価格制度の導入や規制強化に伴う事業リスクを事前に組み込むことができま
- 場合によっては、脱炭素化技術や新市場における投資機会の特定を可能にします。

科学的根拠に基づく移行計画は、トランジション・ファイナンスやグリーン・トランジション・ボンドなどの資金調達を容易にします。また、金融機関や投資家からの精査に耐える助けとなります。

ビジネスパートナーや消費者からの気候関連要求が高まる中、移行計画を通じてサプライチェーン全体を巻き込むことは、企業のレジリエンス強化に寄与します。

移行計画策定のための4段階プロセス

1 内部プロセスの確立と取締役会の関与

移行計画は中期経営計画や事業戦略と整合させなければなりません。財務部門、事業部門、サステナビリティ部門が連携し、経営トップを中心とした企業内部の枠組みを構築することが重要です。

金融庁・経済産業省・環境省が発行した「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（2025年版）」でも、移行戦略は中期経営計画などの文書と連動させるのが望ましいとされています。[15](#)

2 取締役会の役割の理解と監督の実施

取締役会は、気候関連リスクと機会の特定、ステークホルダーとのエンゲージメントの状況、移行計画の一貫性と実現可能性について監督する責任を負います。

本書第3章で論じたように、日本の大会社等の取締役は内部統制システムの構築義務を負っており、専門家の意見を得たり、デューデリジェンスを実施しなかった場合、善管注意義務違反の責任を問われる可能性があります。

3 外部ガイダンスの活用

TCFDコンソーシアム、ISSB、経済産業省および英国移行計画タスクフォース（TPT）などの団体によるガイダンスは、移行計画の構成要素や開示方法を体系化した有用な参考資料を提供します。

ただし、こうした外部ガイドラインに単に従うだけでは不十分です。企業は、自社の事業特性、リスク・プロファイル、ビジネスモデルに基づき、独自の分析を行う必要があります。

4 ステークホルダーとのエンゲージメントと開示の理解

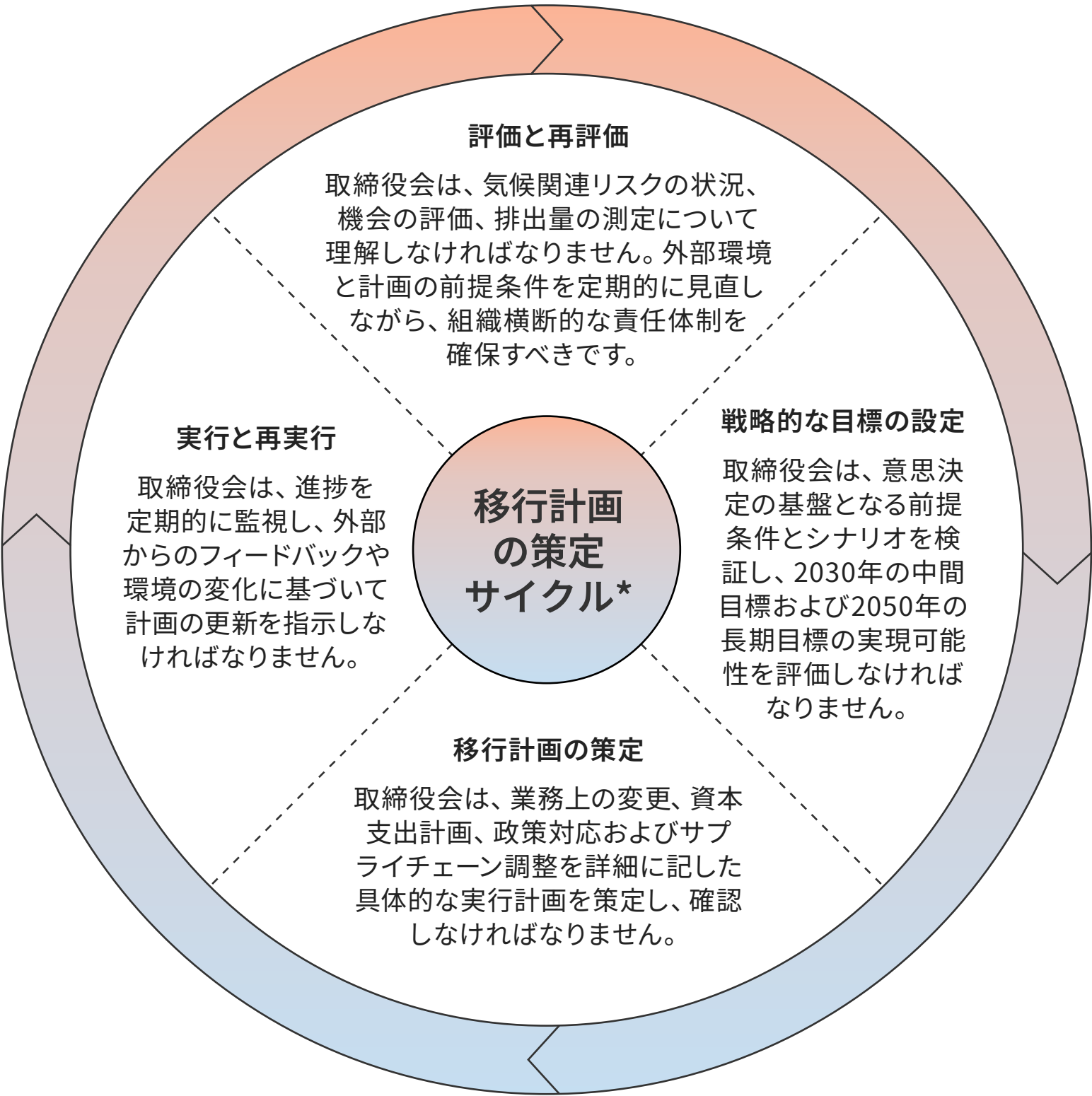
移行計画の策定時には、投資家、取引先、従業員および地域社会などの主要なステークホルダーの期待を理解し、計画に反映させる必要があります。

企業は、移行計画を透明性をもって策定し、進捗状況や見直しの詳細を適時に公表すべきです。これにより企業の信頼性が向上し、取引コストの削減につながります。

移行計画の 策定サイクル¹⁶

移行計画は策定をもって完了するものではありません。実行とモニタリングを通じた継続的な改善が不可欠です。

このサイクル全体を通じて、取締役会は、移行計画が企業の総合的な戦略、リスク管理および財務計画に統合されていることを確認し、必要に応じて経営戦略を調整する必要があります。



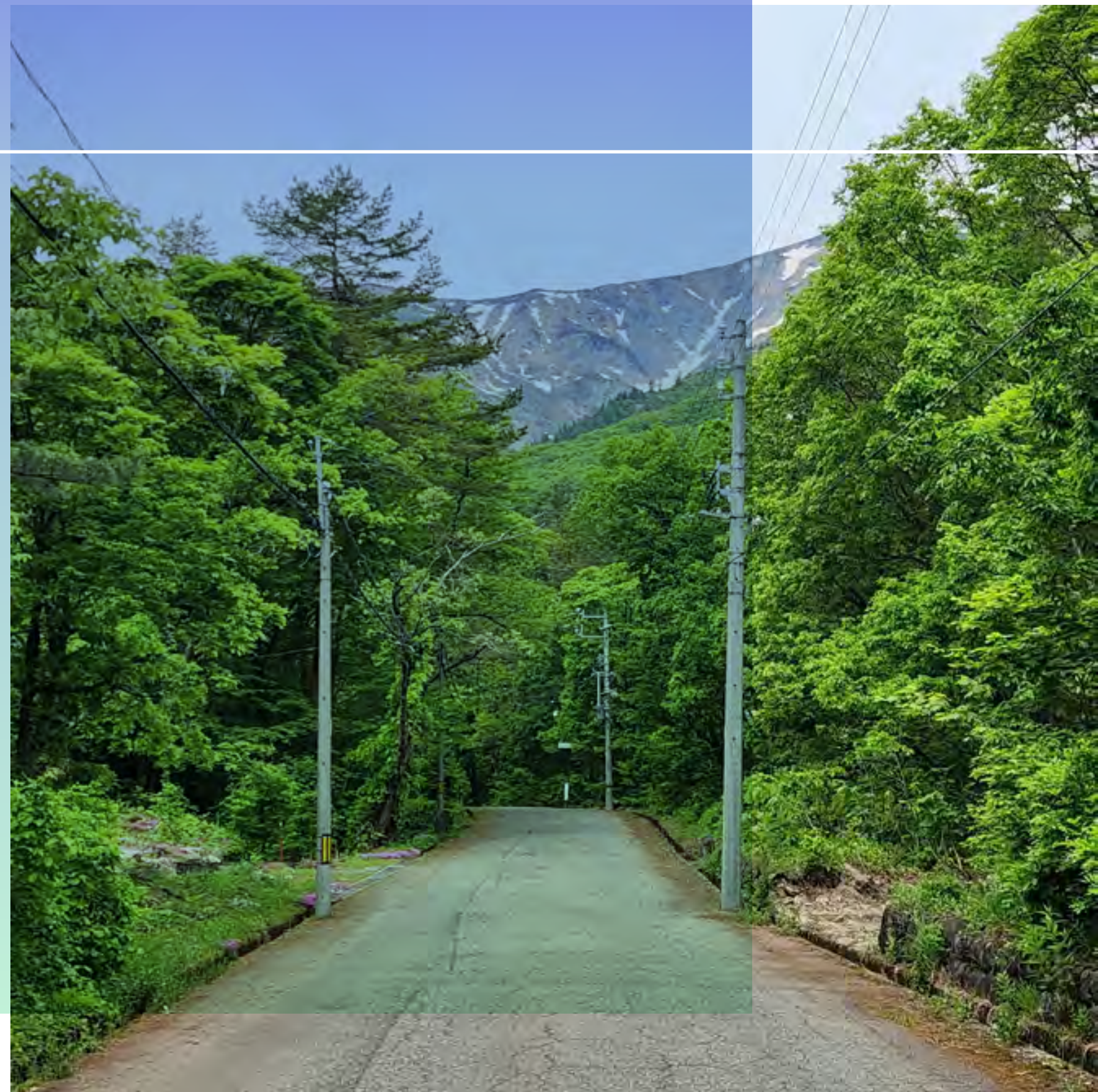
*このサイクルは英国移行計画タスクフォースが提示したもので、企業が計画を大幅に更新する際の参考となります。

第7章

まとめと 実践的な質問集

62 気候リスク管理・監督のためのベストプラクティス

63 実践的な質問集



気候リスク管理・監督のためのベストプラクティス

Commonwealth Climate and Law Institute、「日本における気候変動に関する取締役の義務」(2025年3月)より抜粋) [1](#)

取締役は、気候関連課題への対応に関して善管注意義務違反に問われないよう、細心の注意を払う必要があります（詳細は第2章をご参照ください）。以下は、気候リスク管理・監督における取締役のベストプラクティスの例です。

1. 経営戦略とリスク管理への内在化

気候変動関連の問題が、財務・オペレーショナルリスク管理を含む戦略計画やリスク管理の監督に十分に組み込まれるようにし、取締役会が短期、中期および長期の会社にとっての関連リスクと機会を理解するようにする。

2. 取締役会のガバナンス・戦略・監督への統合

気候変動に関連するリスクと機会が、取締役会のガバナンス、戦略、監督責任に統合され、適時に検討され、重点的に扱われていることを確認するとともに、取締役会において気候関連の問題に十分な時間が配分されるようにする。

3. 気候変動リスクの管理責任の明確化

気候リスクの識別、管理および評価に関する責任を、CEOおよび取締役会に直属する、明確に特定された経営陣に負わせ、取締役会がその経営陣を効果的に監督できるようにする。

4. 長期的な移行計画の策定・実施・監視

ベストプラクティスに従い、2050年までの気候移行ロードマップ、計画、または戦略を策定し、継続的に強化するためのプロセスを取締役会の議題とし、透明性のあるネットゼロまたは削減目標、2030年と2040年までの明確な中間目標、現行の複数年戦略計画内の目標を設定する。目標達成の進捗を毎年取締役会に報告する規程を設ける。すでに移行計画を策定している企業については、取締役会は、戦略およびリスク管理システムが中間および長期の目標を達成する上で効果的であることを確認する。

5. 規制に準拠した気候変動情報の開示

気候変動に関連する重大な問題が法律や規制の要求事項に従って開示されていることを確認し、必要に応じて専門家のアドバイザーに相談する。

6. 取締役会レベルの委員会への適切な委任

会社の長期戦略を構造化された意思決定プロセスに変換するタスクを、取締役会の適切な委員会に、その職務権限に関連する各側面について、委任する。

7. 継続的な研修の実施の必要性

取締役会が、気候変動、サステナビリティ、生物多様性、その他進展するリスクや機会に関する規制や政策の最新動向を把握するための情報および教育を受けていることを確認する。

実践的な質問集

以下は、取締役会が気候問題と積極的に取り組み、リーダーシップを発揮するために有意義な質問集をまとめたものです。



1.1. 気候リスクとその影響を十分に理解しているか？

取締役会は、日本およびその他の重要市場において、会社が直面する気候変動の物理的リスクおよび移行リスクならびにその機会について、また、これらのリスクおよび機会が会社の戦略、財務状況、製品、事業運営、評判、法的責任その他の事業上の重要な側面に及ぼす潜在的影響について、十分な理解を有しているか？



1.2. 気候関連機会の厳格な評価を確保しているか？

気候関連ビジネス機会に関して、取締役会は、経営陣がカーボン・ロックイン、トランジション・ウォッシュその他の悪影響のリスクを考慮した徹底的かつ厳格な評価を実施する機会を確保しているか？



1.3. 規制動向を体系的に監視しているか？

取締役会は、気候関連政策や法規制動向、特に企業セクターの対応義務を強化および拡大する内容について、定期的に情報を得るプロセスを確立しているか？

→ 第1章：気候リスクと機会の理解



2.1. 気候変動の文脈における取締役の法的義務を十分に理解しているか？

取締役会は、日本の法律で定められた、また裁判所によって解釈された取締役の善管注意義務および経営判断の原則について、気候変動の文脈における適用を含め、包括的な理解を有しているか？



2.2. 法的リスクの管理にベストプラクティスを適用しているか？

取締役会は、気候変動の文脈において、取締役の善管注意義務違反となるリスクを軽減するためのベストプラクティスに従っているか？

→ 第2章：取締役の法的義務

実践的な質問集



3.1 内部統制システムは十分に強固か？

取締役会は、財務報告、情報開示、リスク管理および法令遵守を含む全ての企業活動において適切な業務執行を確保するための内部統制システムを確立しているか？内部統制システムは気候ガバナンスを統合しているか、特に取締役会が気候関連リスクと機会を定量的かつ定性的に評価できる枠組みを構築できているか？

→ 第3章：内部統制システム



4.1. 進化する投資家の期待について常に情報を得ているか？

取締役会は、主要株主や株主グループが気候変動に関連して抱く期待の変化、投資先企業の気候変動関連パフォーマンスを評価するために彼らが用いるツールや枠組み、および企業の気候変動関連パフォーマンスに対する見解を伝達する手段について、常に最新の情報を把握しているか？



4.2. 株主との対話を行うための適切なプロセスを確保しているか？

取締役会は、株主との会合に取締役会および経営陣レベルの適切な担当者を派遣すること、株主へ適時に対応するために十分なリソースを割り当てることなど、主要株主や株主グループとの有意義な対話を行うための体系的なプログラムを維持しているか？

→ 第4章：投資家の期待

実践的な質問集



5.1. 取締役会には正式かつ明確な権限があるか？

取締役会は、気候変動対策の重要性を社内外に示す正式な権限を有しているか？その権限は、取締役会の重点分野を明確に示しているか？



5.2. 適切に取締役会を支援する組織を構築しているか？

取締役会は、気候行動に関する責任を効率的かつ効果的に果たすために、取締役会レベルおよび経営陣レベルで適切な支援体制を有しているか？これらの組織間の責任分担は明確かつ一貫しているか？



5.3. 取締役向けの研修機会はどのようなものか？

取締役会は、気候変動対策に関する責任を効果的に遂行するための能力を取締役に身につけさせるための包括的な研修プログラムを確立しているか？そのプログラムには、講義を受けるなどの「教室型」学習に加え、「体験型」活動が含まれているか？現時点で足りていない能力を補うため、取締役会や取締役会レベルの委員会にサステナビリティの専門家を任命すべきか否かを取締役会は評価したか？

→ 第5章：効果的な気候ガバナンスのための取締役会の構造と構成



6.1 信頼性のある移行計画を監督しているか？

取締役会は、最新の科学に基づき、規制要件を満たし、確立されたガイドラインに沿い、かつ会社の中期経営計画などの文書と連動した、野心的かつ包括的な移行計画の策定と実施を積極的に監督しているか？



6.2 サステナビリティ開示について十分にきめ細やかな監督を行っているか？

取締役会は、企業の気候関連開示が日本及び国際基準に沿っていることを確認しているか？特に、ガバナンス開示の質、重要性評価の適切性、シナリオ分析の妥当性、サステナビリティデータの質および内部統制の適切性を確保する仕組みを整備しているか？

→ 第6章：気候関連課題に対する取締役会の実践的対応

参考文献一覧

第1章

- UNFCCC, 'Paris Agreement' (12 December 2015), https://unfccc.int/sites/default/files/resource/english_paris_agreement.pdf, at Article 2.1(a).
- UNEP, 'Emission Gap Report 2025' (November 2025), <https://wedocs.unep.org/rest/api/core/bitstreams/4830e1a8-14c0-44a5-a066-cdd2ba5b3e10/content>, 37&39頁。
- UNEP, 'Emission Gap Report 2025' (November 2025), <https://wedocs.unep.org/rest/api/core/bitstreams/4830e1a8-14c0-44a5-a066-cdd2ba5b3e10/content>, 37頁。
- UNEP, 'Emission Gap Report 2025' (November 2025), <https://wedocs.unep.org/rest/api/core/bitstreams/4830e1a8-14c0-44a5-a066-cdd2ba5b3e10/content>, 38頁。
- UNEP, 'Emission Gap Report 2025' (November 2025), <https://wedocs.unep.org/rest/api/core/bitstreams/4830e1a8-14c0-44a5-a066-cdd2ba5b3e10/content>, 20および38頁。
- IPCC, 「IPCC第6次評価報告書（政策決定者向け要約）」(2023) https://www.ipcc.ch/report/ar6/syr/downloads/report/IPCC_AR6_SYR_SPM.pdf, 5頁。
- 気象庁, 「日本の気候変動2025・概要版」、(2025年3月)、https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ccj/2025/pdf/cc2025_gaiyo.pdf, 10頁。
- World Resources Institute, '10 Big Findings from the 2023 IPCC Report on Climate Change' (20 March 2023), <https://www.wri.org/insights/2023-ipcc-ar6-synthesis-report-climate-change-findings>.
- 環境省, 「日本のNDC（国が決定する貢献）」(2025年2月、<https://www.env.go.jp/content/000291805.pdf>).
- 資源エネルギー庁, 「ZEBの普及促進に向けた今後の検討の方向性について」(May 2025), https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/pdf/zeb-report_r7.pdf.
- 気候変動イニシアティブ, 「【報告書公表】日本の第2次NDC：経済成長の促進、エネルギー安全保障の向上、産業競争力の強化の機会」(2026年1月19日)、https://japanclimate.org/news-topics/japan_second_ndc_wmbc-v01/; Climate Action Tracker, 'Japan' (4 November 2024), <https://climateactiontracker.org/countries/japan/2035-ndc/>.
- IEA, 'Japan's total CO2 emissions from energy', <https://www.iea.org/countries/japan/emissions>.
- 環境省, 「2023年度温室効果ガス排出量及び吸収量について(2025年4月発表)」のうち「2.1 CO₂排出量全体」(2025年4月)、<https://www.env.go.jp/content/000324507.pdf>
- 資源エネルギー庁, 「令和6年度エネルギーに関する年次報告」(エネルギー白書2025)のうち「第2節 主要10カ国・地域のGHG排出削減とカーボンニュートラル実現に向けた動向」(2025年3月)、<https://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2025/html/1-3-2.html>
- 経済産業省, 「排出量取引制度の詳細設計に向けた検討方針」(2025年7月2日)、https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/pdf/001_03_00.pdf
- TCFD, 'Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures (Final Report)' (June 2017), <https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/10/FINAL-2017-TCFD-Report.pdf>, 8頁。
- IFRS, 'Climate-related Disclosure' (June 2023), <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/pdf-standards-issb/english/2023/issued/part-a/issb-2023-a-ifrs-s2-climate-related-disclosures.pdf?bypass=on>. スコープ(3) a, 5頁。
- サステナビリティ基準委員会、ニュースリリース, 「サステナビリティ基準委員会が我が国最初のサステナビリティ開示基準を公表」(2025年3月5日)、https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/news_release_20250305.pdf (PDFへのアクセスには、IFRSサイトへの登録（無料）が必要)
- TCFD, 「Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures (Final Report)」(June 2017), <https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/10/FINAL-2017-TCFD-Report.pdf>, 8頁。
- UNSD, 'The Sustainable Development Goals Report' (2025), <https://unstats.un.org/sdgs/report/2025/The-Sustainable-Development-Goals-Report-2025.pdf>, 37頁。
- S&P Global, 'For the world's largest companies, climate physical risks have a \$1.2 trillion annual price tag by the 2050s' (14 April 2025), <https://www.spglobal.com/market-intelligence/en/news-insights/research/for-the-worlds-largest-companies-climate-physical-risks-have-a-1-2-trillion-annual-price-tag-by-the-2050s>.
- Network for Greening the Financial System, 'Acute physical impacts from climate change and monetary policy' (August 2024), https://www.ngfs.net/system/files/import/ngfs_medias/documents/ngfs_acute_physical_impacts_from_climate_change_and_monetary_policy.pdf, 21頁。
- 金融庁, 「気候関連リスクに関する第2回シナリオ分析〔保険セクター〕（損害保険・急性物理的リスク）」(2025年6月)、<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250620/01.pdf>, 26-29頁。
- UNDRR, 'Global Assessment Report (GAR) 2025,' <https://www.undrr.org/gar/gar2025#download>, 78頁。
- Munich Re, 'Climate change is showing its claws: The world is getting hotter, resulting in severe hurricanes, thunderstorms and floods' (1 September 2025), <https://www.munichre.com/en/company/media-relations/media-information-and-corporate-news/media-information/2025/natural-disaster-figures-2024.html>.
- 日本銀行, 'Transmission of Flood Damage to the Real Economy and Financial Intermediation: Simulation Analysis using a DSGE model' (2022年6月3日)、https://www.boj.or.jp/en/research/wps_rev/wps_2022/wp22e05.htm, 17頁。
- Nikkei Asia, 'Japan's scorching summers cut into work hours, consumer spending' (11 July 2025), <https://asia.nikkei.com/spotlight/environment/climate-change/japan-s-scorching-summer-cut-into-work-hours-consumer-spending>.
- 建設業法(2019年改正、2020年施行) 第19条の5. https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000100/20201001_501AC0000000030#Mp-Ch_3-Se_1

29. 気象庁、「日本の気候変動2025・概要版」(2025年3月)、https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ccj/2025/pdf/cc2025_gaiyo.pdf
30. Japan Forum of International Relations, ‘Business Risks Posed by Climate Change: From a Japanese Perspective’ (18 October 2024) available <https://www.jfir.or.jp/en/commentary/4484/>.
31. 気象庁、「日本の気候変動2025・詳細編」(2025年3月)、https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ccj/2025/pdf/cc2025_shousai.pdf, 70頁。
32. 気象庁、「日本の気候変動2025・詳細編」(2025年3月)、https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ccj/2025/pdf/cc2025_shousai.pdf, 78頁。
33. TCFD, ‘Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures (Final Report)’ (June 2017), <https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/10/FINAL-2017-TCFD-Report.pdf>, 5頁。
34. LSE, ‘Global trends in climate change litigation: 2025 snapshot’ (25 June 2025), <https://www.lse.ac.uk/granthaminstitute/wp-content/uploads/2025/06/Global-Trends-in-Climate-Change-Litigation-2025-Snapshot.pdf>, 5頁。
35. NGFS, Scenario Portal, available <https://www.ngfs.net/ngfs-scenarios-portal/>.
36. Responsible Investor, ‘Japan’s green transition head address investor criticism of energy strategy’ (5 March 2025), <https://www.responsible-investor.com/japans-green-transition-head-addresses-investor-criticism-of-energy-strategy/>.
37. Influence Map, ‘GX (Green Transformation) Basic Policy and Roadmap’ (last update: December 2025), <https://japan.influencemap.org/policy/GX-Green-Transformation-5477>.
38. AZEC Tracker, ‘Asia Zero Emissions Community (AZEC) Tracker,’ <https://www.azetracker.org/>.
39. OECD, ‘Mechanisms to Prevent Carbon Lock-in in Transition Finance’ (26 September 2023), https://www.oecd.org/en/publications/mechanisms-to-prevent-carbon-lock-in-in-transition-finance_d5c49358-en.html.
40. Zero Carbon Analytics, ‘AZEC project tracker finds that nearly a third of Japan’s AZEC deals are fossil fuel-related’ (October 2025), <https://zerocarbon-analytics.org/energy/azec-project-tracker-finds-that-nearly-a-third-of-japans-azec-deals-are-fossil-fuel-related/>.
41. ICJ (国際司法裁判所), ‘Obligation of States in Respect of Climate Change’ (23 July 2025), <https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/187/187-20250723-pre-01-00-en.pdf>.
42. LSE, ‘Global trends in climate change litigation: 2025 snapshot’ (25 June 2025), <https://www.lse.ac.uk/granthaminstitute/wp-content/uploads/2025/06/Global-Trends-in-Climate-Change-Litigation-2025-Snapshot.pdf>, 3頁。
43. NGFS, ‘Climate-related litigation: recent trends and developments’ (September 2023), https://www.ngfs.net/system/files/import/ngfs/medias/documents/ngfs_report-on-climate-related-litigation-recent-trends-and-developments.pdf, 4頁。
44. LSE, ‘Global trends in climate change litigation: 2025 snapshot’ (25 June 2025), <https://www.lse.ac.uk/granthaminstitute/wp-content/uploads/2025/06/Global-Trends-in-Climate-Change-Litigation-2025-Snapshot.pdf>, 19頁。
45. Asmania et al. vs Holcim (2022 Switzerland), https://www.climatecasechart.com/document/asmania-et-al-vs-holcim_f2ce?q=Holcim.
46. Notre Affaire à Tous Les Amis de la Terre, and Oxfam France v. BNP Paribas (2022 France) https://www.climatecasechart.com/document/notre-affaire-a-tous-les-amis-de-la-terre-and-oxfam-france-v-bnp-paribas_1736.
47. FossielVrij NL v. KLM (2022 Netherlands), https://www.climatecasechart.com/document/fossielvrij-nl-v-klm_0145?q=FOSSIELVRIJ+NL+V+KLM.
48. Enea v. Former Board Members and D&O Insurers (2023 Poland), https://www.climatecasechart.com/document/enea-v-former-board-members-and-d-o-insurers_d79a.
49. 若者気候訴訟、プレスリリース「～明日を生きるための若者気候訴訟(略称:若者気候訴訟)～全国16人の若者が火力発電事業者にCO2排出削減を求めて提訴」(2024年8月6日)、<https://youth4cj.jp/en/blog/2024/08/06/pr/>。
50. 気候正義訴訟ホームページ、<https://climate-j.com/>。
51. 若者気候訴訟、訴状(2024年8月6日)、https://youth4cj.jp/wp-content/uploads/2024/09/youth4cj_complaint20240930.pdf, 95頁。

第2章

1. 善管注意義務の詳細については、会社法第330条および第402条第3項ならびに民法第644条を参照のこと。忠実義務の詳細については、第355条および第419条第2項を参照のこと。法令遵守義務については、第355条および第419条第2項を参照のこと。内部統制システムの構築義務の詳細については、大会社（資本金の額が5億円以上または負債総額が200億円以上の会社）については第348条第4項および第362条第5項を、指名委員会等設置会社については第416条第1項第1号ホおよび第416条第2項を、監査等委員会設置会社については第399条の13第1項第1号ハおよび第399条の13第2項を参照のこと。
2. アパマンショップホールディングス事件判決（最判平成22年7月15日、判例時報2091号90頁）。
3. Commonwealth Climate and Law Institute、「日本における気候変動に関する取締役の義務」（2025年3月）、https://commonwealthclimatelaw.org/wp-content/uploads/2025/04/CCLI_DirectorsDutiesRegardingClimateChangeinJapan2025.pdf, 8頁。山田泰弘博士・立命館大学法学部副学部長・教授、中東正文博士・名古屋大学大学院法学研究科研究科長・教授、ジャンス・サラ博士・カナダ・ブリティッシュコロンビア大学ピーター・A・アラード法科大学院名誉教授に謝意を表します。
4. 福島第一原子力発電所株主代表訴訟、東京地方裁判所判決（2022年7月13日）、<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93743.pdf>
5. 福島第一原子力発電所株主代表訴訟、東京高等裁判所判決（2025年6月6日）、<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94445.pdf>
6. 福島第一原子力発電所株主代表訴訟、東京地方裁判所判決（2022年7月13日）、<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93743.pdf>、270&313頁。
7. 後藤元、「リスク情報への対処と取締役の義務—東京電力株主代表訴訟東京高裁判決の検討」、商事法務No. 2412、23頁。

第3章

1. 金融商品取引法、第24条の4の4第1項。<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/2355/en>

第4章

1. 金融庁、「『責任ある機関投資家』の諸原則 日本版スチュワードシップ・コード ～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（2025年6月26日、<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250626/01.pdf>）。
2. Climate Action 100+, ‘Net Zero Company Benchmark’ (Latest findings in October 2025) <https://www.climateaction100.org/net-zero-company-benchmark/>.
3. AIGCC, ‘State of Investor Climate Transition in Asia 2025’ (April 2025), https://aigcc.net/wp-content/uploads/2025/04/AIGCC-Climate-Transition-Report_April2025.pdf#page=42, 42頁。
4. AIGCC, ‘State of Investor Climate Transition in Asia 2025’ (April 2025), https://aigcc.net/wp-content/uploads/2025/04/AIGCC-Climate-Transition-Report_April2025.pdf, 41頁。
5. Climate Action 100+, ‘Net Zero Company Benchmark on Japanese automotive companies,’ (October 2025), https://www.climateaction100.org/net-zero-company-benchmark/new-company-listing/?search_companies=&company_region=&company_sector=autos&company_region_2=asia&assessment_section=&score_filter=&search_companies_2=&sort_by=.
6. Nikkei Asia, ‘Nissan aims for EVs with ‘game-changing‘ solid-state batteries in 2028’ (9 April 2022), <https://asia.nikkei.com/business/automobiles/nissan-aims-for-evs-with-game-changing-solid-state-batteries-in-2028>; トヨタ自動車、「住友金属鉱山とトヨタ、全固体電池用の正極材量産に向けて協業」（2025年10月8日）、<https://global.toyota.jp/newsroom/corporate/43380819.html>。
7. AIGCC, ‘Investor Expectation of Asian Electric Utilities Companies’ (2020), <https://www.aigcc.net/wp-content/uploads/2020/12/Asia-Utilities-IE-final.pdf>.

8. AIGCC, ‘Asian Utilities Engagement Program’, <https://aigcc.net/asian-utilities-engagement-program/>.
9. ENEOS、「ENEOS REPORT：ESGデータブック2024」（2025年1月）、https://www.hd.eneos.co.jp/sustainability/report/pdf/eneos_2023_f.pdf, 143頁。
10. IGCC, ‘Accountable, Capable and Transition-Ready — Climate Capability Principles for Boards,’ (October 2025), <https://igcc.org.au/wp-content/uploads/2025/09/Board-Capability-Report.pdf>.
11. Responsible Climate Lobbying: The Global Standard, ‘Additional Resources,’ <https://climate-lobbying.com/resources/>. (日本語訳: https://climate-lobbying.com/wp-content/uploads/2024/06/2022_Investor-statement-of-intent-Global-Standard-on-Responsible-Climate-Lobbying-FINAL_Japanese.pdf)
12. 日本製鉄、「加入団体に関する評価結果の要約」（2025年）https://www.nipponsteel.com/csr/common_2021/file_2021/csr/evaluation.pdf; 日本製鉄、「高炉プロセスから電炉プロセスへの転換投資を決定 ～GX推進法に基づく政府支援事業に採択～」(2025年5月30日)、https://www.nipponsteel.com/common/secure/news/20250530_200.pdf。

第5章

1. World Economic Forum, 'How to Set Up Effective Climate Governance on Corporate Boards' (January 2019), https://www3.weforum.org/docs/WEF_Creating_effective_climate_governance_on_corporate_boards.pdf.
2. OECD, 'Global Corporate Sustainability Report 2025,' (October 2025), https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2025/10/global-corporate-sustainability-report-2025_57b105f2/bc25ce1e-en.pdf.
3. Sun Life, 'Charter of the Board of Directors' (February 2026), <https://www.sunlife.com/content/dam/sunlife/regional/global-marketing/documents/com/charter-of-the-board-of-directors-en.pdf>, 2-3頁。
4. Ayala, 'Chater of the Board of Directors' (April 2022), <https://ayala.com/app/uploads/2023/05/AC-Revised-Board-Charter-as-of-April-2022-9.pdf>, 1頁。
5. Unilever, 'The Governance of Unilever' (1 January 2026), <https://www.unilever.com/files/governance-of-unilever.pdf>, 2頁。
6. CLP, 'Governance', <https://sustainability.clpgroup.com/en/2024/approach-to-sustainability/governance>.
7. Unilever, 'Sustainability governance,' <https://www.unilever.com/sustainability/responsible-business/our-sustainability-governance/>.
8. Kenneth Kuk and Hannah Summers, 'The rise of board stewardship over climate, sustainability and people issues, WTW,' (25 September 2024), <https://www.wtwco.com/en-nl/insights/2024/09/the-rise-of-board-stewardship-over-climate-sustainability-and-people>.
9. Mak Yuen Teen, 'Who Governs Sustainability?', (2023), https://www.sfinstitute.asia/wp-content/uploads/2024/07/Who-Governs-Sustainability-SFIA_Final_Mar2023.pdf.
10. Insert footnote: Emmy Hawker, 'Most of FTSE 100 has ESG, Sustainability Committee, Sustainable Investor,' (2 May 2024), <https://sustainableinvestor.online/live/most-of-ftse-100-has-esg-sustainability-committee/>.
11. 一般社団法人日本取締役協会・指名委員会等設置会社制度の改善に関する研究会、「指名委員会等設置会社制度の改善に関する提言」(2025年1月27日)、<https://www.jacd.jp/news/250127-report01.pdf>, 22-24頁。
12. Mak Yuen Teen, 'Who Governs Sustainability?' (2023), https://www.sfinstitute.asia/wp-content/uploads/2024/07/Who-Governs-Sustainability-SFIA_Final_Mar2023.pdf.
13. Investor Group on Climate Change, 'Accountable, Capable and Transition-Ready — Climate Capability Principles for Boards,' (October 2025), <https://igcc.org.au/wp-content/uploads/2025/09/Board-Capability-Report.pdf>.
14. SpencerStuart, '2024 Japan – Spencer Stuart Board Index', https://www.spencerstuart.com/-/media/2025/02/japanbi/ssbi_japan_board_index_2024_eng.pdf.
15. Forbes, Forbes Research, '79% Of Companies Now Have A Chief Sustainability Officer,' (28 August 2025), <https://www.forbes.com/sites/forbes-research/2025/08/28/chief-sustainability-officer/>.
16. Spencer Stuart, '2024 Japan – Spencer Stuart Board Index', https://www.spencerstuart.com/-/media/2025/02/japanbi/ssbi_japan_board_index_2024_eng.pdf.
17. AICD-ACSI, 'Governing for net zero' (July 2025), <https://www.aicd.com.au/content/dam/aicd/pdf/tools-resources/director-resources/governing-for-net-zero-web.pdf>, 14頁。
18. BCG, Heidrick & Struggles and INSEAD, 'The Role of the Board in the Sustainability Era,' (2023), <https://web-assets.bcg.com/18/fe/f361fe764478a4255fdd2881e21a/the-role-of-the-board-in-the-sustainability-era.pdf>.
19. IGCC, 'Accountable, Capable and Transition-Ready – Climate Capability Principles for Boards' (October 2025), <https://igcc.org.au/wp-content/uploads/2025/09/Board-Capability-Report.pdf>, 22頁。

第6章

- 1. 企業内容等の開示に関する内閣府令 (2023年1月31日公布・施行)、<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4965>。
- 2. 金融庁、「「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果について」(2026年2月20日)、<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260220/20260220.html>。
- 3. 金融庁、「コーポレートガバナンス・コード (2026年改訂版) の確定について」(2026年7月21日)、<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721.html>。
- 4. サステナビリティ基準委員会、‘About the Japanese Sustainability Disclosure Standards’ (September 2024) available https://www.ssb-j.jp/en/wp-content/uploads/sites/7/flow_20240917_e.pdf (英語のみ)、1頁；サステナビリティ基準委員会、「『温室効果ガス排出の開示に対する改正』の公表」(2026年3月13日)、https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards/2026-0313.html。
- 5. サステナビリティ基準委員会、「『温室効果ガス排出の開示に対する改正』の公表」(2026年3月13日)、https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards/2026-0313.html。
- 6. サステナビリティ基準委員会、「サステナビリティ基準委員会がサステナビリティ開示基準を公表」(2025年3月5日)、https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards/2025-0305.html；サステナビリティ基準委員会、サステナビリティ基準委員会、「『温室効果ガス排出の開示に対する改正』の公表」(2026年3月13日)、https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards/2026-0313.html。
- 7. サステナビリティ基準委員会、「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号 気候関連開示基準」(2026年3月)、https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20260313_03.pdf (9頁の「戦略」に関する気候関連開示および16頁の「指標」に関する気候関連開示を参照)。
- 8. サステナビリティ基準委員会、「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号 気候関連開示基準」(2026年3月)、第14項(3)および第21項ないし第27項、available https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20260313_03.pdf。

- 9. サステナビリティ基準委員会、「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号 気候関連開示基準」(2026年3月)、第27項(3)、https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20260313_03.pdf。
- 10. サステナビリティ基準委員会 「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号 気候関連開示基準」(2026年3月)、第70項、https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20260313_03.pdf。
- 11. サステナビリティ基準委員会、「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号 気候関連開示基準」(2026年3月)、第84項、https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20260313_03.pdf。
- 12. 金融庁、「「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果について」(2026年2月20日)、<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260220/20260220.html>。
- 13. 金融庁、「サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ」(2025年7月17日)、https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250717/02.pdf。
- 14. TCFDコンソーシアム、「移行計画ガイドブック」(2024年8月)、https://gx-future-consortium.go.jp/documents/tcfd/news_detail/24083001/Transition_Plan_Guidebook_J_v2.pdf, 16頁。
- 15. 金融庁・経済産業省・環境省、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 2025年版」(2025年3月)、https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition/basic_guidelines_on_climate_transition_finance_jpn_2025.pdf。
- 16. Transition Plan Taskforce, ‘Transition Planning Cycle’ (April 2024) <https://itpn.global/wp-content/uploads/2024/12/TransitionPlanning-Cycle.pdf>。

第7章

- 1. Commonwealth Climate and Law Institute、「日本における気候変動に関する取締役の義務」(2025年3月), https://commonwealthclimatelaw.org/wp-content/uploads/2025/04/CCLI_DirectorsDutiesRegardingClimateChangeinJapan2025.pdf, 4頁。山田泰弘博士・立命館大学法学部副学部長・教授、中東正文博士・名古屋大学大学院法学研究科研究科長・教授、ジャニス・サラ博士・カナダ・ブリティッシュコロンビア大学ピーター・A・アラード法科大学院名誉教授に謝意を表します。

免責事項：本書は法的助言を構成するものではなく、本書に記載された内容は、特定の側面または特定の事例における法律の権威ある見解として扱われるべきではありません。本書の内容は一般的な情報提供を目的とするものであり、2026年7月時点での情報に基づいています。本書のみに基づいて判断または行動することは避けてください。記載情報の正確性の確保に努めておりますが、その正確性について明示的または黙示的な保証は一切行いません。クライアントアース、AIGCC、CCLIおよび本書の寄稿者は、本資料に依拠して行われたいかなる決定についても一切の責任を負いません。本書は特定の寄稿者の個人の見解を反映するものではありません。

© 2026, ClientEarth.
無断複写・転載を禁じます。

